

平成 3 0 年

# 総務委員会会議録

と き 平成30年10月30日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年10月30日（火） 午前10時00分～午後 4 時59分  
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 新妻さえ子君  
委員 高橋伸明君 委員 中塚亮君  
委員 いながわ 貴之君 委員 須貝行宏君  
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長  
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野計画担当課長  
品川財政課長 小林施設整備課長  
中元広報広聴課長 木村報道・プロモーション担当課長  
山本情報推進課長 榎本総務部長  
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋人権啓発課長  
黒田人事課長 立木経理課長  
伊東税務課長 齋藤会計管理者  
秋山選挙管理委員会事務局長 小川監査委員事務局長  
久保田区議会事務局長

○午後1時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「意見書（案）について」、「報告事項」、「視察」、「その他」と進めてまいります。なお、ただいまご案内申し上げたとおり、審査・調査予定表に修正がありましたので、新たなものをお手元に配付してあります。

また、本日は午後3時から大井競馬場への視察も予定されておりますので、よろしく願いいたします。

---

1 議案審査

第74号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算

○伊藤委員長

それでは予定表1の「議案審査」を行います。

第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算を議題に供します。

議案の説明に入る前に、各委員会における審査結果について、各委員長に申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日それぞれの委員会で所管に係る審査を行いまして、厚生委員会、建設委員会、文教委員会の各委員会においては全会一致で、それぞれ原案のとおり決定した旨、申し送りを受けておりますので、あらかじめご報告いたします。当総務委員会では、これらの審査結果を踏まえた上で総合審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○品川財政課長

それでは私から、第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算について説明させていただきます。

個々の事業内容につきましては、今ほど委員長から説明がありましたとおり、昨日、所管の各委員会において審議をいただいておりますが、本日改めて全体を説明させていただき、ご審議をお願いするところでございます。

今回の補正予算は、早急に予算措置を講じる必要がある事業や、国、都の支出金などを活用した新たな事業等で追加計上が必要となった経費を対象として、編成したものでございます。

それでは資料の6ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正ですが、歳入は13款国庫支出金から18款繰越金まで、歳出は2款総務費から7款教育費まで、それぞれ3億123万6,000円を追加し、歳入、歳出予算の総額それぞれ1,749億7,080万8,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。第2表 債務負担行為補正は、2件を追加するものでございます。

それでは16ページをご覧ください。歳出からご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、地域振興費、2目財政管理費は1,000万円を追加し、2億113万3,000円とするもので、臓器移植を断念した細谷恵氏より、募金で集めた手術費用の一部を、少年少女スポーツおよび障害者スポーツ振興のために活用してほしいとの寄附の意向があり、文化スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。以上によりまして、総務管理費の計を88

億5,593万5,000円とするものです。

2款総務費、5項選挙費、1目選挙費は20万円を追加し、3億1,571万1,000円とするもので、区民より選挙啓発を活用目的として寄附金を受け、選挙啓発物品を購入するものでございます。以上によりまして、選挙費の計を3億1,571万1,000円とするものです。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童保育費は、1,750万円を追加し、126億2,947万円とするもので、病児保育施設新規開設に伴う経費助成を追加するものでございます。以上によりまして、児童福祉費の計を457億1,717万2,000円とするものです。

6款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁費は1億3,639万4,000円を追加し、56億3,912万3,000円とするもので、東品川橋架替工事が、地中障害物等により工期が延伸となり、未施工部分の工事費等を追加するものであります。以上によりまして、道路橋梁費の計を56億3,912万3,000円とするものです。

18ページをご覧ください。6款土木費、5項建築費、1目建築費は2,361万2,000円を追加し、23億9,467万8,000円とするもので、本年6月の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊死亡事故に伴い、コンクリートブロック塀等の安全対策を推進するための費用を追加するものであります。以上によりまして、建築費の計を23億9,467万8,000円とするものです。

7款教育費、2項学校教育費、1目学校管理費は1億1,353万円を追加し、152億9,092万3,000円とするもので、学校環境整備事業および学校施設建設費については、夏場の熱中症対策など良好な教育設備および災害時の避難所として機能向上を図るため、体育館に冷暖房設備を設置する設計や、設置検討の企画費を追加するものであります。20ページをご覧ください。以上によりまして、学校教育費の計を152億9,092万3,000円とするものです。

続きまして、ページが戻りまして申しわけないですが、12ページをご覧くださいませでしょうか。今度は歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金は583万円を追加し、9億7,456万3,000円とするもので、5節子ども・子育て支援交付金、10節子ども・子育て支援整備交付金は、各種児童保育委託に充当するもので、それぞれ3分の1、10分の3の補助であります。13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費補助金は1,179万円を追加し、80億5,638万9,000円とするもので、1節社会資本整備総合交付金は、住宅・建築物耐震化支援事業に充当するもので、2分の1の補助であります。以上によりまして、国庫補助金の計を96億4,812万円とするものです。

14款都支出金、2項都補助金、2目民生費補助金は583万円を追加し、58億5,273万9,000円とするもので、15節子ども・子育て支援交付金および26節病児保育施設整備費補助金、各種児童保育委託に充当するもので、それぞれ3分の1、10分の3の補助であります。以上によりまして、都補助金の計を96億9,129万7,000円とするものです。

16款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金は1,020万円を追加し、1,030万1,000円とするもので、3節選挙啓発指定寄附金は常時啓発費、4節文化スポーツ振興指定寄附金は文化スポーツ振興基金積立金に、それぞれ充当するものであります。以上によりまして、寄附金の計を1,870万1,000円とするものです。

それでは14ページをご覧ください。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は2億6,758万6,000円を追加し、繰越金の計を33億3,089万2,000円とするものです。

続きまして22ページをご覧ください。債務負担行為でございます。障害児者総合支援施設の工期が、

騒音等に伴う近隣配慮により、平成31年度まで延長することに伴い、整備工事費および工事監理委託費として債務負担行為を追加するものです。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○いながわ委員

17ページの選挙啓発物品購入ということですが、補正を組んだ段階なので、まだ何も決まっていなと思うのですが、啓発グッズというのは具体的にどういったものを想定しているのでしょうか。よくある明推協がお配りしているティッシュとか、選挙啓発のぬいぐるみをつくるのか、いろいろあると思うので、それが1点です。

19ページの住宅・建築物耐震化支援事業で、建築課が所管のものですが、コンクリートブロック塀等安全化支援で補助金を出すということは、とても区民に資するというか地域の安心安全に資するものだと思っている中で、質問しますが、国庫支出金が1,179万円と2分の1が国庫補助金なのですが、残りの2分の1は、区の単費でやられているかどうか。

先ほど財政課長から大阪府北部地震の話があったのですが、私は何度も言っているのですが、品川区は3・11の後、こういった塀の問題意識はずっとあったと思うのです。だから今回の大阪府北部地震がどうこうでなく、そういう方向性を向いていたと、私はずっとそのように考えていたのです。だからこそ防災緑化助成とか、生垣助成という制度を平成25年ごろに創設されている。

その中で例えば生垣助成は、平成29年度、現段階で5件の予算で4件、防災緑化に関しては平成29年度で5件のところ2件なのです。その中身は、これからやろうとしているコンクリートブロック塀の除却とか、フェンスの新設という、額は違えど、この中に盛り込まれている。また、42条2項道路には該当しないとも書かれている。でも、今回、建築課長に確認をとったら、今回は幅広く使っていただきたいということなので、2項道路、品川区の建築基準法に定められている道路に関しては、この助成金は該当する方向でというお話を伺った中で、もともとあるブロック塀の除却とかフェンスの新設、生け垣の新設などの既存制度との整合性、今回創設されるコンクリートブロック塀等の安全化支援との兼ね合いというのは、どうお考えになっているのか。

恐らく財政課でこれをやろうと決めて、いろいろやるけれど、結局それが運用の部分になって建築課に行くと、建築課はもちろん建築基準法上の制度の中でこれを運用していくと思いますので、執行率がどこまで上がるのか。さっき言った防災緑化と生垣助成は、公園課みどりの係がやられているというのは重々承知していますけれど、その執行率はどうお考えなのか。

なぜなら、これは2項道路も該当するという話になると、構造物ですから、壊せばセットバックしなければいけないわけです。そうなってくると、危険だと思っている反面、資産の目減りというか、自分の不動産価値を低下させてしまう可能性もある。人の命とどちらが大切なのかといたら、人の命なのですけれど、なかなかそこは、この助成ができたところで地域の方がこれを選ぶかどうかというのは、地域の方のお考えなのですが、品川区としてはどう考えているか、お聞かせいただきたい。

あと、施行日は12月ぐらいを目標にしているのか。年内中の申請というのは受けることができるのか。

もう1点が、19ページの下为学校環境整備事業で、体育館に空調をつけるということで、もちろん

暑い中、子どもたちがスポーツをやられるのも大変で、熱中症の危険性があり、最悪死に至る可能性もあるということで、これはどんどん整備していただきたいのですが、一方では、ここは災害時の避難拠点になるというお話もありました。避難拠点というお考えがあるのであれば、空調設備はもとより、建設委員会で昨年視察に行ったのですが、長岡市では学校の体育館にコンセントを多く設置したり、テレビのジャックを設置してどこでも情報発信ができるような形にしたり、いろいろな取り組みをされていました。電気工事がかかわってくるのであれば、別の入札になるのかもしれないですが、そういう視点もあっていいのではないかと思うので、答えられる範囲でお答えいただきたい。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

選挙啓発物品ですけれども、寄附者の方からは選挙啓発にということでお伺いしておりますので、明推協の啓発活動で使っている、皆さんがそろいで持つバッグ、あと学校において出前模擬選挙というのをやっておりますので、それに使う本物の投票記載台を買う予定でおります。

#### ○品川財政課長

住宅・建築物耐震化支援事業のブロック塀の件でございますけれども、大阪府北部地震を基点としまして、現行の生け垣助成等に比べて、例えば地域とか、金額とか、そういったところをかなりパワーアップした制度として、今回出しているものでございます。3・11を契機に、従来からブロック塀の助成等もやってきていたのですが、今回こういった地震、痛ましい事故等もございまして、区民の視点もかなりこういったところに強くなっているということで、やはり行政としてもさらに対応していきたいということから、今回の制度を出しております。

やはり危険なブロック塀をなくしていくということで、ここについては除却費用の10割の助成ということで、かなり力を入れてやっていくということでございます。それに対して、またその後のフェンスについては2分の1の助成、緑化については地区内の緑化も促進していくという意味から、ほぼ無料という制度にしております。

それから施行日ですけれども、これはまだ所管のほうで調整をして、いつごろやっていくかというのは今後検討していきたいということで、考えております。

それから学校についてですけれども、今回、夏の熱中症に、やはり区としても対応していかなければいけないのではないかとということでやっております。また、さらに、避難所としても非常に効果的であるということでやっていくものでございます。

委員の電源のお話ですけれども、学校の体育館にエアコンを入れるのは、現状の電圧の状態ではなかなか対応できないので、やはり電圧等を上げるための工事もやっていかなければいけないところがあります。これに伴って、どういう形でやっていくかというのは、また部局のほうで検討していくとは思いますが、太陽光パネルを設置するとき、同時に蓄電池も学校のほうで入れているような動きがあります。こういった流れも参考にしながら、どのような方向でやっていくか、また今後検討していきたいと思っております。

#### ○いながわ委員

ありがとうございました。選挙啓発物品の購入に関しては、明推協の人たちが、いろいろ聞くところによるとあちこち講演に行って、品川区の取り組みを話したり、いろいろな活動をされていて、もう少し予算を割けば、もっといい活動ができるなどという話も聞き及んでいます。本当に有効的に、この20万円はぜひ使用していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとコンクリートブロック塀に関してですが、既存の制度よりパワーアップということでしたが、

新しい制度に力を入れると既存の制度がどうなるのか、公園課と建築課は、同じ部なので連携はしっかりとれると思うのですが、区民の方々に対する制度のわかりやすい周知の徹底、いうまでもなく品川区の、地域の安全安心に関しての補助金メニュー、助成金メニューは他区よりずば抜けてよい思っているのです。反面、区民の方からみるとだんだんわかりづらくなってきている。もちろん区民の方も、自分の家を直すには、自分も勉強してしっかり問題意識を持っていかなければいけないのだけれど、いろいろな制度が入りまじっている状況でそれをはるかに超越していると思います。そのため、しっかり所管と連携をとって、わかりやすい周知にぜひ努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

学校環境整備事業というのは今後、小学校、中学校、義務教育学校に、順次設置をしていくという解釈でいいのでしょうか。あと、全部の設置が終わるのは何年を目途とお考えなのか、最後にお聞かせください。

#### ○品川財政課長

今回の学校体育館の冷暖房化につきましては、基本的には区立学校全校を対象としやっていく方向で考えています。設置の期間につきましては、おおむね来年度にほぼ入ると思うのですが、改築校に設置することが少し時間もかかったりしますが、おおむね2年から3年ぐらいで全校に設置していきたいと考えております。

#### ○いながわ委員

体育館に関しては、本当に暑い日が続いて、10年ぐらい前の真夏の時期を見ても、ことしの気温のほうが全然高いということもあるのですが、その反面、体育館とか学校が置かれている地域事情によって、窓をあけられないという状況があると。だから子どもたちが伸び伸びスポーツができる環境というのは、もちろんクーラーをつければ窓をあける必要性もないと思いますけれど、裏事情という言い方はおかしいですが、だんだんそういう時代になってきているのかわからないのですが、それもぜひ頭に入れて、学校改築なり、こういった空調の設置をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

#### ○中塚委員

今回の補正予算ですが、いつから検討を始めたのかということ伺いたいのですが、とりわけ新規事業になりますコンクリートブロック塀等安全化支援、それと学校環境整備事業の空調設備ですが、いつから、そしてどのような検討が行われて補正予算の計上につながったのか、伺いたいと思います。

まずブロック塀についてですが、大阪府北部地震による死亡事故を受けて、誰もが心を痛めたところですが、その後の8月の建設委員会で、ブロック塀の除去やフェンス、生垣助成ではない、別の仕組みの議論があったときは、現状の仕組みの周知の徹底という段階だったのですね。それで今回実現できたことはとてもよいことだし、急がれていることだと思うのですが、その議論の経過が見えないので教えていただきたい。

体育館の空調設備も、以前から夏の猛暑を受けて、本会議でも取り上げてきたところですが、当時は考えておりませんという状況だったので、今回の実施に至ったことは歓迎していますが、その議論の経過をご説明いただきたいと思います。

#### ○品川財政課長

まずコンクリートブロック塀等安全化支援のほうでございまして、先ほどもご説明したとお

り、3・11から区のほうでは生垣助成等、対応はとってきていた状況でございます。ただ、今回の地震によって、社会的なニーズがかなり上がってきたということが制度の導入に踏み切った点だと思います。そういうところを地震以降、ニーズの状況等見ながら、判断していったものでございます。そういった経過で、今回の補正予算の計上に至ったところでございます。

それから学校体育館の空調の件です。かなり前からいろいろなお話がありましたが、ただやはりコスト面で少し厳しいということで、従来、部会の答弁等でも答えていたのですが、やはり今夏の猛暑を見て、これはもう緊急にでもやっていかなければいけないという判断に至りました。そういった経過のもとで、今回学校環境整備事業を補正予算で上げているということでございます。

#### ○中塚委員

コンクリートブロック塀のことですけれども、新たな支援の創設を評価したいと思います。つけ加えて言いたいのは、生垣助成についても継続していただきたいところです。やはり町に緑をしっかりと増やしていくと。助成額や緊急性を見ても、パワーアップさせることは十分わかるのですけれども、生垣助成の方もしっかりと継続していただきたいと思うのですが、この点伺いたいと思います。

それと、体育館のエアコン設置ということで、今年の災害級とも言われる猛暑を受けてということで、また、災害時の対応ということも考えると、まずは小中学校からエアコンの設置を進めるということは、大事なことだと思っております。品川区内には学校以外の体育館もありまして、私の近所だと昔、原小学校であった、ウエルカムセンター原の体育館、戸越体育館、そして中小企業センターや文化センターの中にも体育館があったと思います。そういうところも日常的な活動はもちろん、災害時の対応も含めて、エアコンの設置を進めていく必要があると思うのですけれど、その点のお考えを伺いたいと思います。

あわせて、先ほどエアコン設置で電力の確保がありましたけれども、やはり北海道で発生した地震でのブラックアウトを受けて、区民の間でも災害時における電力確保というのは今非常に関心が高まっております。スマホの充電はもちろん、避難所の環境という意味でも、学校避難所の非常発電設備は3日分ということですが、ここもしっかりと対応を強めていく必要があると思いますし、備蓄だけでは対応できない、首都直下型大震災のような長期的な避難生活に対しても支援できるような規模で、別の場所から燃料を持ってくるか、そういうことも含めて検討が同時に必要ではないかと思うのですけれども、あわせてご説明いただきたいと思います。

#### ○品川財政課長

まず生垣助成の件でございますけれども、今回の制度も緑化していくところの助成はやってございますので、現状の生垣助成は地域的なところもあるのですが、今回は全域にわたってやっていくので、緑化のほうも力を入れてやっていくというのが、今回の補正予算の一つの売りになっていますので、よろしく願います。

それから学校以外の体育館はどうかというところでございますが、学校のほうを全校やっていくということで、今回補正予算を出してございまして、ほかの施設についても今後検討していきたいと思っております。

それから学校の電力ですけれども、当然非常発電設備もございまして、太陽光パネルを設置しているところについては蓄電池等も設置してございます。ただ、これは防災の面で総合的に、停電時の電気の確保については考えていかなければいけないところがありますので、そこについては防災面全体で考えていきたいと思っております。



## ○須貝委員

まず17ページの東品川橋架替工事ですけれど、地中に障害物があったということですが、原因が全然わからない障害物なのか、それとも以前の工事の問題で起きたのか、その辺を教えてください。

そして、コンクリートブロック塀等安全化支援ですが、先ほどいながわ委員より発言があったのですが、現在のブロック塀を除却し、新しくフェンスをつけることによって、セットバックしなければいけないという条件がつくのか。もしそういうことになりますと、民間の方の除却の意欲が削がれる、ブレーキがかかってしまうのではないかと思ったので、その辺確認させてください。

そして、こういう安全化支援はわかるのですが、以前申し上げたかと思いますが、区内民間住宅の、私道のところにある危険なブロック塀、万年塀などの調査を、私は行わなければいけないと思うのですが、やっているのでしょうか、またやっていくのでしょうか。そして、その場合、その持ち主の方に改善を勧めるということも、やはり大事だと思うのです。大変なことだと思いますけれど、いざとなったときに大きな危険をはらむ要素があるならば、やはり所有者に伝えて、万が一大地震で倒れた場合は、お宅様の責任になりますよと。これは、大地震が来たら所有者に何も責任がないとは言えないので、そういう意味でも早目に協力して改善してくださいと言うことも、私は進めるべきだと思うのですが、その辺について教えてください。

## ○品川財政課長

まず東品川橋の地中障害物ですが、端的に言ってしまうと大きな石がありまして、くい打ちをやらなければいけないのですが、その大きな石のおかげでくい打ちができないということがあって、この石を除去しながら、ということで当初は考えていたのですが、なかなか効率が良くない。どうやら、その石があっても強引にくい打てるという特殊な機種がありまして、これは、日本にたしか2台ぐらいしかないということで、これを待つことにより少し工期が遅れてしまったという経緯がございます。

それからブロック塀についてですけれども、すみません、答弁漏れのところもあったのですが、セットバックはどうするかという点でございますが、やはり区としては当然に、壊したときにはセットバックをしてもらうというのが考え方でございます。これをやらないというふうになれば、当然周囲にも、なぜだということになります。これについてはやはり、除却した際にはセットバックしてもらうという考え方は変わりません。

それからブロック塀の調査のほうは、今回の補正予算でも費用を計上しておりまして、区内全域で調査をしております。その後、調査結果をもとに戸別訪問等、当然やっていかなければいけないと考えております。そのやり方については、またご報告していきたいと思っております。そして、そういう調査をして、個別にお宅に行つて啓発をすることが大事だということも十分認識しておりますので、その考えを持ちながらやっていきたいと思っております。

## ○須貝委員

市内にはまだ木造住宅、古い家屋もありまして、敷地めいっぱい家屋が建っているというところも多数、私は見受けられると思います。ではそういうところが除却したら、セットバックできるかという現実的ではなくて、建て直しか何かあれば、それはもちろんしなければいけないというのは法律で決まっていますが、私もどちらがいいのかわからない。予算を出す以上は、セットバックしてください、いや、うちはセットバックできないよとなったら、そのまま危険なブロック塀、万年塀が放置されてしまう。というのを非常に、自分自身もどちらがいいのかなと思うのですが、予算を使う以上はきちっとやってほしいという反面、そのままずっと残っていていいのかという気持ちもあるので、そ

の辺は区のほうも大変だと思うのですが、よく説得していただく、お話ししていただき、早目に対応してくださいと何とかお願いして、うまくこの事業が遂行されるように、よろしく願いいたします。

#### ○吉田委員

最初に文化スポーツ振興基金の積み立てですけれども、障害者スポーツ振興にというお気持ちで寄附して下さったと。それで該当するのが文化スポーツ振興基金ということだと思うのですが、文化スポーツのところに入ってしまうと、大分広がりますよね。その中でも、この寄附の分は特に障害者スポーツということで、ちゃんと絞られた使い方を想定する形の積み立てになるのかということが一つです。

それからブロック塀については、今まで皆さんのご質疑を伺っていたのですが、基本的には危険なブロック塀を除去していくということですが、この間地域を歩いているとき、お隣のお父様のおうちのブロック塀が、危険かどうか審査したいのだけれども、新聞でお隣の港区では検査に助成金がつくというので、品川区はどうかと思って問い合わせたら、検査には品川区はつかないということで、だから危険なブロックかどうかを判断するところまで、この中に含まれるのか。先ほどの須貝委員のご質問を聞いていたら、そういうふうに全部丁寧に回ってくださるのだったら、そういう啓発がないということは、うちは安全と理解していいのか。危険なブロックをなくしていくということだったら、危険かどうかの判断はどういうふうになるのかということについて、教えてください。

そして体育館の電源ですけれども、例えば非常電源は燃料が必要、私も全然わからないのですが、体育館の規模の空調を災害時にもうまく起動させるためには、太陽光パネルレベルの電力では難しいのではないか、太陽光パネルもいろいろなワット数があると思うのですが、その辺のことで、東京都でも同じような非常用電源の確保を、庁舎ということでこの前の都政新聞に出ていました。避難所ということであれば、東京都の予算のつけ方も動きもそういうふうになっていくと思うのですが、その中でもディーゼルの発電というと、水害を想定した場合は使えなくなってしまった例があるとか、その辺のことも今後、東京都の動きと合わせる形で品川区も検討されていくのか、今後の見通しや電力規模はどれぐらいまで想定されているのか、その辺について教えていただきたいと思います。

#### ○品川財政課長

まず文化スポーツ振興基金でございますけれども、細谷君の寄附金の枠ということで、限定しては設けておりません。ただ、そういうお気持ちで基金に受け取っておりますので、しっかりと、ご意向に沿うような形で、使っていきたいと考えております。

それからブロック塀につきましては、この助成を受けるときに必ず検査をやります。安全なものまで壊して、また建て直すということはしませんので、その時点ではやる予定でございます。ただ、今回補正で計上してありますとおり、調査等もやっていきますので、その中で先ほども答弁しましたとおり、啓発等もやっていきたいと思っております。

体育館の電源については非常に悩ましいところで、今の非常電源は、エアコンの使用は想定してございません。委員おっしゃるとおり、体育館にエアコンを入れれば相当なワット数の電力を使ってしまうので、これをどういうふうにしていけばいいか、今後大きな課題となっていくのかなと考えております。なかなか難しいところであると思っております。

#### ○吉田委員

基金についてはぜひ何らかの形で、そういうご本人のお気持ちがちゃんと伝わる形の使い方ということが、こうして議事録に残る形で伝わっていくという感じでしょうか、ぜひせっかくのお気持ちを生か

すような使い方を、いつの間にかほかの何かに紛れてしまわないようにしていただきたいと思います。

ブロック塀につきましては、きょう、これが議題になったよとお返ししようかと思ったのですが、「じゃあ、私はどうしたらいいのでしょうか」みたいになってしまうかなど。要するにブロック塀の調査を、うちはとても気になるので先にやってほしい、みたいな申し出をするような形なのでしょうか。せっかく本人が、検査してほしい、最終的にはご負担なさるつもりもあるのかもしれないですが、危険かどうかを判断してほしい、別に危険でないのだったら今すぐ壊すつもりはないというような方にも、何か恩恵が及ぶようなものになるといいかなと思いますが、ちょっと検討してみてください。

そして学校環境の整備は、とても求められていることだと思いますけれど、一方で避難所としても有効だろうということを想定して予算を立てるのであれば、今すぐは難しいのはよくわかりますけれども、東京都の動きとも連動しながら、ぜひそこは検討してほしい。いざ避難所になって、空調があるからいいよね、でも使えません、みたいなことが起きないように、本当にすぐにも起きるかもしれないということを考えると、スピードを上げていただきたいと思います。

#### ○品川財政課長

まず基金につきましては、当然こういうご寄附をいただいたということがわかる形で、今後使っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それからブロック塀については、もし今、悩んでいるということがあれば、ぜひ建築課のほうに連絡していただいて、現地確認は当然行きますので、そこで目視になりますけれども、確認はできると思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○小林施設整備課長

補足ですけれど、コンクリートブロック塀をどう判断するかということですが、今、財政課長が言ったように建築課のパンフレットがありまして、コンクリートブロックというのは建築基準法に基づいて決まっております。ただ、難しいところは基礎の基準とか配筋という点もあるのですが、そこが地中に潜っている基礎についてどういうふうに判断するか、非常に難しいところがありますけれども、建築基準法の見方のパンフレットは建築課にありますので、それを見てある程度の判断はできると思います。

ただ、今言ったように、鉄筋のいろいろ基準があります、径から、ピッチから、基礎の大きさなどあるので、どこまでできるかという問題はありますけれども、基本的には建築課のほうにご相談されたらよろしいかと思います。

#### ○吉田委員

そういうふうに気にされる方ですので、既に建築課にはご相談されているのです。それで解決できなかったのも、私に相談がありました。この問題は、議会でも気になりますし、区民の皆さんも気になります。地域の人たちみんなが、うちのブロック塀は大丈夫かしらと思って、その方は、もう建築課にも連絡されています。せっかくこういう予算がついたということであれば、何かその思いが、このはざまに落ちてしまうような気がいたしますので、ご検討いただければと思います。そのようにお伝えしたいと思います。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。これまでの質疑で理解しているところですが、ブロック塀に関しては、今回危険なブロックの除却がメインということで、区としてこのように補正を組んでいただき、会派としてもこれは議会質問で取り上げてきたところですので、大変歓迎をしております。ただ、これは

やはり使われないといけないと思いますので、これまでも出ておりますが、周知をしっかりとお願いしたいというところと、わかりやすい周知、ブロック塀が危険かどうかというチェックシートが、ホームページに出ていると思うのですが、なかなかそこが使い切れていないということもあるので、このブロック塀の除却に助成がつかますよという周知とともに、こういう制度もあります、個人ではこういうチェックもできるのです、というところをまとめて、改めてまたわかりやすく啓発をしていただきたいと思います。

その上で、今回この20件というところでまず補正が組まれているのですが、意識が高まってくる中で、区民の皆様が助成があるのであればやろうという中で、危険なブロック塀の除却がメインですので、しっかりその周知が進んでいく中で、今後これが20件埋まったということになれば、次の動きとしてはさらにまた上乘せで助成が追加できるのかどうか、いかがお考えか確認したいと思います。

#### ○品川財政課長

20件ということですが、どれぐらい来るか見えないところでの20件という枠でございますけれども、また今後の状況を見て、その辺について予算をつけていくかどうか、考えていきたいと思っております。

#### ○吉田委員

債務負担行為の障害児者総合支援施設についてですが、やむを得ないことだと、この追加については仕方ないというふうに思うのですけれども、これはわりと最近まで、当事者の方たちは気になって自分はこの施設に入れるのか、だめならほかの施設を探さなければいけないという方たちは、本当に4月に行えるのか、説明会はいつあるのかということをしごく気にされていて、わりと最近までそういう方たちへのお答えが、4月に開設ですということだったのです。周囲への相応の配慮とか、埋設物とか仕方ないと思うのですけれども、そういう方たちへのフォローと、事業者も事業計画は大分前に立てますよね、人件費も確保して、人の手当もつけて4月開設を目指していて、数カ月前でできることではないので、その点への配慮もちょっと気になりますので、わかる範囲でお答えいただければお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○品川財政課長

利用者に対する件でございますけれども、これは来月、説明会を行う予定で考えております。

それから事業者に対しましては、今回の補正予算は、以前に出しました全体の総額より多少金額を上げております。そういった部分で対応しているということで、今回、債務負担行為の追加を行うということでございます。

#### ○吉田委員

例えば事業者の事業的には、もう4月分から事業計画に入っていると思うのですが、そういうところまで考えられているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

#### ○品川財政課長

事業者の人件費につきましては、これはまた今後、どのような方向でいくかは考えていきたいと思っております。

#### ○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。自民党・子ども未来からお願いたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○新妻副委員長

賛成いたします。

○中塚委員

賛成です。

一言だけ。細谷恵介君からの基金ですけれども、先ほどやりとりがあったように、ご本人の気持ちをしっかり生かしていただきたいということと、あわせてこの募金活動に品川区中の区民や商店、私も大井町駅で必死に集めている若い人たちの姿も見ておりますので、金額以上の思いが私はこもっていると思うのです。そういう意味も含めて、しっかりと取り扱っていただきたいと思います。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成ですが、最後の障害者総合支援施設は、半年ずれるということは入られる事業者にとっても相当ダメージがあると思います。その辺のこともぜひ配慮して、考えていただきたいと思います。

結論としては賛成です。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それではこれより第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

---

## 2 意見書（案）について

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）

○伊藤委員長

次に、予定表2の「意見書（案）について」を議題に供します。

昨日採決いたしました平成30年請願第15号および第16号は、意見書の提出を求めるものでございましたので、正副で調整させていただき、お手元に配付のとおり、意見書案を作成させていただきました。

それでは、まず案文を書記に朗読させます。

[書記朗読]

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、こちらの意見書を、総務委員会の委員を提案者として、本会議最終日に提出することによってよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

では、そのようにいたします。

意見書の提案説明は、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ありがとうございます。

以上で、本件を終了いたします。

---

3 報告事項

(1) 品川区長期基本計画策定委員会の設置について

○伊藤委員長

次に、予定表3の「報告事項」を聴取いたします。

まず、(1)「品川区長期基本計画策定委員会の設置について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○大野計画担当課長

それでは私から、品川区長期基本計画策定委員会の設置につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧くださいまして、1番、目的でございます。平成21年4月にスタートいたしました品川区長期基本計画は、平成30年度で計画期間が終了いたします。新たな長期基本計画の策定に当たり、区内部での検討に加え、幅広い見地からの意見を反映するため、区長の諮問に応じ、計画策定に関する事項を審議し、答申する、品川区長期基本計画策定委員会を設置するものでございます。

2番の任期でございますけれども、年明け2019年1月から2020年3月までを予定してございます。

3番、委員構成につきましては、学識経験者、区内団体関係者、公募区民、区議会議員、区職員、合わせまして31名程度を想定しているものでございます。

学識経験者につきましては、現計画の策定時、また改定時と同じく、委員長に元東京都副知事の青山やすし先生、副委員長には東京大学法学部教授の金井利之先生をお願いすることとしております。区内団体関係者につきましては、町会を始め、それぞれ区とかかわりのある多くの関係者の方からご意見を賜りたいということで、現在調整を進めているところでございます。公募区民につきましては、先週10月21日より公募を開始したところでございます。

4番、開催日程につきましては、年明け1月に第1回の策定委員会を予定しておりまして、区長より

諮問を受ける予定となっております。その後、委員会でのご審議を経まして、10月ごろにパブリックコメントの実施を予定してございます。12月下旬には計画素案の答申をいただきまして、2020年3月に策定を終了する予定となっております。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○中塚委員

私からは大きく2点あります。1つは委員会運営についてです。恐らく冒頭に、委員長から提案があり、委員会で確認する形になるかと思うのですが、それに当たって事務局で、そのたたき台をつくると思うのです。その点を伺いたいのですが、まず委員は全員で31名程度ということですので、ぜひ毎回の委員会で委員全員が発言できる分の時間を、確保していただきたいと思っています。前回、私も参加させていただきましたけれども、時間が十分に確保されていないというのが所感です。ぜひ委員全員が発言できる時間を確保していただきたいというのが、1点です。

もう一つは開催日程についてですが、今回は実質的な審議の回数が少なかったというふうに、私は思っております。とりわけパブリックコメントを受けて、計画素案の答申を出すに当たって、パブリックコメントで寄せられた意見はこれですと示されてから計画素案の答申を出すまでの間がないのです。なので、各委員がどんなパブリックコメントが寄せられているのか、それをどう答申に反映するのか、その部分を議論するため全体の回数を増やしていただきたいと。

以上のことを一言でまとめると、時間と回数を増やしていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

#### ○大野計画担当課長

委員会の中で、毎回全委員が発言できる時間を、というお話でございますけれども、やはり委員会の時間は2時間程度のところで、皆様へのご配慮の中でやっていくわけでございますけれども、そちらにつきましては委員長と委員会運営についてご相談申し上げまして、可能な限り多くの皆様が発言できるようにということで、調整してまいりたいと思っております。

また策定委員会の開催回数でございますけれども、現在、全部で9回で予定しておりまして、パブリックコメントの後の策定委員会は、パブリックコメントの意見を反映したもののご審議で1回、最終の答申で1回ということで、2回を予定しているものでございますけれども、こちらにつきましても、こういったご意見があったということで委員長と委員会運営についてご相談申し上げていきたいと思っております。

#### ○中塚委員

委員会時間についてですが、冒頭の説明を含めての2時間になりますので、実質審議をしたときに、例えば全員が10分ずつ話すとそれだけで2時間超えてしまうのです。これでは大事な長期基本計画を策定する委員会の運営としては不十分だと思います。ぜひ委員会の時間は延ばしていただきたいと、要望しておきたいと思っております。

また回数についても十分に確保されるよう要望しておきたいと思っております。

次に、委員会傍聴について2点伺いたいのですが、1つは傍聴です。品川区のこういう審議会の場合、委員会に諮ることなく傍聴できる審議会と、委員会に諮らなければ傍聴できない審議会と、2つあるのです。わかりやすくいうと、都市計画審議会は、傍聴申請があると委員会に諮り、オッケーが出

てから傍聴者が中に入るのですけれども、それまで傍聴者は廊下で待っていることになるのです。なので、傍聴は原則自由とし、初めから傍聴できるようにしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、資料の持ち帰りです。ぜひ当日傍聴に来られた方が、審議されている内容に関する資料を持ち帰ることができるようにしていただきたいと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

#### ○大野計画担当課長

2点ご質問をいただきました。まず傍聴の出入りを自由にとということ、それから資料の持ち帰りができるようにということですが、両方とも委員長、副委員長と、委員会運営の中で原則は決めていくことと思っておりますけれども、こういったご意見をいただいたということで、策定委員会の運営についてのご意見として持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

#### ○中塚委員

独立した委員会ですので、そこで決めるというのが大原則であります。事務局としての品川区からの提案として、やはり傍聴は原則自由に、そして資料の持ち帰りも認めるということを事務局の意見を挙げていただきたいと思うのです。この部分は様々な審議会や委員会によって扱いがまちまちなので、ぜひ長期基本計画という上位計画の策定を機に、どの審議会や委員会でもできるようにしていただきたいと思うので、事務局として先ほどの2点についてを、委員長含めて提案していただきたいと思いますが、再度いかがでしょうか。

#### ○大野計画担当課長

やはり一定程度、審議会その他をオープンにしていく、また資料もオープンにしていくという流れがございますので、そういったご意見をきちっと委員長、副委員長に、事務局としてお伝えしていくという形で、対応させていただきたいと思います。

#### ○吉田委員

生活者ネットワークとしても、傍聴と資料の持ち帰りというのは、パブリックコメントも含めてできるだけ多くの方に関心を持っていただくためには、基本的に傍聴は自由で、資料も持って帰れるようにしないと、その場で見て、それを覚えてということは、私自身で考えても難しいかなと思います。そこでの議論をまた地域に戻って、みんなで話したりするにも、資料というのは欠かせないと思います。それがひとり歩きすることを懸念されたりするのでしょうかけれども、それは審議途中ということも明記し、当事者の方たちの良識も信頼する。その上でルールもつくるのが必要であればそれでいいと思うのですけれども、ぜひその辺はきちんとしていただきたいと思います。障害者の自立支援協議会も、傍聴が可能になってきましたし、そうすると関心を持つ方も増えてきますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

その上で、区内団体関係者が16名程度ということですが、大体16団体ぐらいを想定しておられているのか、どのようなところに、声をかけてその中でこのぐらいの団体は参加してくださると見込んでのことなのか、その辺を教えていただければと思います。

#### ○大野計画担当課長

区内団体関係者16名程度ということですが、前回の策定時、改訂時等を参考にいたしまして、大体の数をまず出した上で、できるだけ多くの関係者の方からお声を聞きたいということで、16名程度といったところで現在調整しているところでございます。

#### ○吉田委員

過去の事例を参考にとということだと思っておりますけれども、区内でもいろいろな団体が増えていると思



ます。いろいろな立場の方たちにとってこの場はお互いの活動の理解をするいい機会にもなると思いますので、策定時がこうだったからそれを踏襲するというのではなく、今現在、どういう団体があるかという目で見えていって、いろいろな方に参加していただきたいと思います。その辺、ぜひご検討いただければと思います。

#### ○大野計画担当課長

前回の策定は14名で、今回は16名程度にいたしましたので、必ずしも前回は踏襲したものではございません。新しく出てきている団体、また幅広く声を聞くにはどの団体を選べばよろしいのかといったところも含めて、よく検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

#### ○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 品川区将来人口推計結果（速報）について

#### ○伊藤委員長

次に、(2)「品川区将来人口推計結果（速報）について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○大野計画担当課長

それでは私から、品川区将来人口推計結果（速報）がまとまりましたので、ご報告申し上げます。A3判の資料をご覧ください。

こちらの推計につきましては、新たな長期基本計画の策定に当たりまして、基礎資料とするために行ったものでございます。

まず1. 推計方法・条件設定ということで、(1)推計方法でございまして、将来の自然増減要因、これはいわゆる出生、死亡の部分でございまして、それから将来の社会増減要因、これは転入、転出といった部分、こちらを個別に値を設定いたしまして、人口推計をいたしますコーホート要因法というものを用いて分析を行ったものでございます。

(2)条件設定でございまして、こちらに細かく記載させていただいております。基準といたしましては、平成30年4月1日現在の住民基本台帳、括弧書きにて外国人を含まないと書かせていただいておりますけれども、本日ご報告しております数字につきましては、全て日本人のみということになってございます。外国人人口の推計につきましては、現在作業を進めているところでございますので、もう少々お待ちいただけたらと存じます。

その下、出生、死亡、移動と書いてございまして、こちらにつきましては記載のとおりで基準値を定めまして、国のデータ、東京都のデータも勘案しながら条件設定を行ったところでございます。

2. 推定結果、外国人を含まない結果でございまして。

グラフにございますように、基準年は2018年、平成30年でございまして、平成30年より左側の部分につきましては、住民基本台帳ベースでの実績値でございまして、平成30年以降は推定値ということになってございます。

傾向といたしますと、今後もおおむね同じような伸び方をいたしまして、2041年、23年後まで

は総人口としては伸びていくだろうというふうには推定してございます。表の右側に赤い点がございませうけれども、2041年で42万6,644人、ここでピークを迎えるだろうと推定してございます。その後は、なだらかに人口は減少に向かうということでございます。

その下、(2)年齢3階級別人口推計でございます。まず年少人口につきましても、まだしばらくは伸びていくだろうという形でございまして、この表で申しますと2028年と2038年の間、2036年ごろにピークを迎えるのではないかと推計をさせていただいております。

生産年齢人口につきましては、それより前、2028年の少し後、2030年ごろにおおむねピークを迎え、その後徐々に減っていくだろうということでございます。

最後に老年人口でございませうけれども、こちらはご覧いただくように、2048年までずっと増え続けていくであろうという推計でございませう。

隣の(3)性別・年齢階層別人口構成の変化でございませうけれども、人口ピラミッドをあらわしたものでございまして、平成30年、2018年現在と、2048年をグラフ化したものでございませう。2018年のいわゆる生産年齢人口の部分が、2048年には老年の部分にシフトしていくという形になってございませう。そういった中でも、年少人口の部分につきましては、2018年と比較いたしますと増加しているといった推計となっております。

現段階では速報ということで、ここまでの整理でございませう。今現在、世帯の推計とかもろもろの分析を行ってございまして、年明け、長期基本計画策定委員会の前の総務委員会までには、一定の分析をしてご報告申し上げたいと思っております。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○いながわ委員

聞き漏らしたかもしれないのですが、これは、将来値を仮定して、それをもとに将来人口を推計していくということだと思うのですが、平成30年4月1日現在の数字を式に入れて、出てきた数字だと思うのですが、これは10年に1回行うものなのか確認したいのですが。先ほど報告のあった長期基本計画のいろいろな判断要因として、下層部と高層部の増減によって、何をどうすればいいかというのを10年スパンで組み立てていくために、やったのであれば、前回の長期基本計画のときも同じような推計値を出されていると思うのですけれど。

私は推計とか統計に詳しくないのですが、誤差が生じてくるではないですか。コーホート要因法というのは多少誤差が出るというような、ただ大きな自治体になればなるほどその誤差は少なくなってくるというようなことが書いてあるのですけれど、その誤差が前回あったのか、そういうものを調査した中で、またこういうものが出てきたのか、その辺に興味があって聞きたいのですが。

#### ○大野計画担当課長

今回、平成30年で人口推計を行いましたけれども、前回行ったのが平成27年に人口ビジョンというものを作成したときに行いました。その前は長期基本計画の改訂時ですので、平成25年に行ったところでございませう。

こういった形で長期基本計画の策定時、機を見て人口推計を行っているというのは、年がたてば誤差がやはり出てくるということで、そういったものを改めて見直すという意味で、機を見て見直しているといったところでございませう。

また平成27年に行った人口推計から見ますと、今回の人口推計は人口が増加するといった形で推計しているというものでございます。

#### ○いながわ委員

長期基本計画というのは品川区の今後の施策とか、そういうものを決めていくものだと思うのですが、平成25年のときに要は誤差があった、全然違ったわけではないですか。それで軌道修正した改訂版が出たという認識でいいのでしょうか。要するに、そこでいろいろな誤差が出たのを、今回平成30年4月1日のデータは、俗に言う将来値に当て込んで出てきた数値という、要は反映されているということでもいいわけですか。

この数字を見て明らかに、2018年とピークと言われる2041年、人口は5万人ぐらい増えて、ピークという言い方が正しいかわかりませんが、人口はピークだけど生産年齢人口がほぼ変わらず、一方で老年人口が増え、年少人口も増えている状況の中で、今後品川区は、本当にこれが正しく行くのであれば、しっかりした方向性を、徐々になのかもしれませんが、長期基本計画の中で打ち出していかなければいけないのだなと感じました。先ほど言った反映されているかどうかについてお願いします。

#### ○大野計画担当課長

今回の推計に、今までの誤差等を踏まえたものが反映されて最新の推計が出ているのかといったご質問かと思えます。こういったものは全て最新の値を用い、誤差等の調整されて、新しいものを出しているという認識で結構でございます。

それから、やはりこういった人口推計を出すということは、将来このような人口になるといったところを踏まえて、新しい長期基本計画をどうつくっていくのかということを決めていくという段階でございますので、将来の人口増といったものをしっかり見据えて、長期基本計画の策定をしまいたいと思っております。

#### ○いながわ委員

これを見ると本当に、今日、ここで議論したくなるほど、今後の品川区はどうなるのだろうと、何をすればバランスのいい人口比になるのかということも含めて、恐らくこの長期基本計画策定委員会の中でいろいろ議論をしていく、もちろんこれが中心とはいいませんが、こういう流れの中で特定の世代に負担がかからないような今後の品川区の理想の人口像を導き出していく、それは、長期基本計画策定委員会の中で議論される部分だと思うのですが、もちろん品川区のほうからこういう形でやっていくという道筋は出てくると思うのですが、そういうものをしっかり入れて、今後の品川区の発展のためにいろいろやっていく、当たり前のことですが、確認の意味も含めてお願いします。

#### ○大野計画担当課長

将来値について何をどう施策を打っていけばバランスのよい人口比になるのかとか、そういったお話はまた、いろいろあろうかと思えますけれども、年齢3階級別人口推計も踏まえ、予測としてどのような形で何年後に人口が増えていくのか、そういったところを踏まえ、施策、政策をどう打っていくのかといったところを、長期基本計画策定委員会の中でしっかり議論してまいりたいと思っております。

#### ○いながわ委員

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### ○中塚委員

先ほどの議論で、この中身についての評価は、今後の長期基本計画策定委員会や議会の議論の中で聞くことですが、私も人口が増え続ける要因や、必要な行政需要など現時点での考えをと聞こうと思ったのですが、同じ答弁になると思いますが、現時点でいいので、人口増の要因や必要な行政需要についての考えをお話したい。

そして、この人口推計、私の実感では調査のたびにピークの時期が先に、先に伸びていると思うのですが、その理由をご説明いただきたい。

それから、2018年の37万7,871名の総人口に、グラフのカーブが戻る時期というのは、今回の統計では30年後までしかないのですが、60年、70年先のことは、その時代の人がしっかり議論して考えていただければいいのだけれど、今回の統計上、2018年の総人口に戻るの、何十年後と予測されているのか、もし、2048年よりも先のデータがあれば、ご説明いただきたいと思います。

#### ○大野計画担当課長

まず人口増の主な要因といったお話ですが、今、分析を深めているところでございますが、今回このような推計になった一つの要因といたしましては、1点目に区の合計特殊出生率がかなり回復傾向にあるといったところでございます。それから2点目でございますけれども、いわゆる転入、流入してきている人口が予想以上に増えている、特に生産年齢人口の若い世代、特に20代の方の人口流入が非常に増えているといったところが、要因かというふうに踏んでいるところでございます。そういった要素を加味して人口推計を行いますと、総人口のピークがだんだん後ろにずれていっているということでございます。

それから2018年の総人口に戻るのいつかというお話でございますけれども、2018年の総人口に戻る年数は、今回の推計期間の外ということで、はっきりいつということはわからないのですが、相当先であろうということは見込まれるところでございます。

#### ○中塚委員

これだけ人口が増えている要因が、合計特殊出生率や20代の人口流入だと、これは現時点での私の感想だと思って聞いていただければいいのですが、2048年の性別・年齢階層別人口構成の変化、いわゆる人口ピラミッドを見ると、0歳から4歳がぐっと減っているのです。これは恐らく単純に30代、40代が少ないから、係数として減っているのかなと思うのです。そう考えると、今後の合計特殊出生率や20代の転入の伸びによって、この0歳から4歳の部分は十分増える、増やしていくというのも可能になってくるというのがこの資料をみて思った印象です。

やはり子どもの数が減っていくことは自治体の未来を思うとよい状況ではないので、単純に30代、40代の人口のところから出てくると、こういう結果になるという、計算上の問題なのではないでしょうか。そこだけ伺いたいと思います。

#### ○大野計画担当課長

2048年の0歳から4歳の数が、2018年と比べると減っているというお話だと思いますけれども、やはり2048年に関しましては、ある程度計算上から出てくる部分がございますので、今の個別に設定した将来値とつき合わせていきますと、こういった数字になりますという、あくまで推計といったところでございますので、30年後といったところまでなかなか、正直言って見通せない部分もございますけれども、数字上は今、こうなっているというものでございます。

#### ○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。推計結果の中で、外国人は含みませんと記載してあるのですがけれど

も、説明の中で外国人の方の数を調査中とお聞きしましたが、外国人を含まない理由というのを教えてください。

#### ○大野計画担当課長

外国人を推計に含まないで行っている理由ですけれども、外国人の人数、まず母数が非常に少ないということが一つ、それからいわゆる日本人の方と異動の仕方といいますか、それがちょっと異なるというところで、推計に含めていないというものでございます。また採用する推計の手法も、別途違うものを使って行っているというところで、違う形で行っているというところでございます。

#### ○高橋（伸）委員

ありがとうございました。今、区内在住だと大まかで1万1,000人、1万2,000人ぐらいですね。これから東京2020大会が1年半後にある中で、その後も区内在住の外国人の方も人口が増える、私はそういうふう予想しているのですけれども、区としてもその辺の考え方、どういうふう予想されているのか。

もう一つ、この推計結果のグラフの中の表記として、外国人を例えば括弧書きで入れておくとか、今後、そういうお考えになっているのか。2点お聞きしたいと思います。

#### ○大野計画担当課長

区として外国人を含めることを予定しているかといったところでございますけれども、こちらはまだ取りまとめ中ではございますけれども、増えるという推計結果になるであろうというところでございます。

それから最終的な表記につきましては、今後は日本人、外国人といった形で別途記載するかということは、合計をまず記載した上で、日本人は幾つ、外国人は幾つという形で表記をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○須貝委員

コーホート要因法により分析を行ったとあるのですが、以前は品川区の人口が減っていくという予測を立てたにもかかわらず、やはり増えていったと。産業構造の変化もあるのですけれども、地方から東京、それから23区内で都心に近く、そして交通の便がいいところにやはり人口が集中するという流れがある中で、2048年まで先の予測を立てている。事業を行うには先々のことを考えなければいけないのですけれども、ただ東京都は、もう隣接して多くの区があるわけです。その中で人口がいろいろ動いたりしている。

やはり根本には、住環境もさることながら、一番はそこでどうやって生活していくか、働く場所、そこに会社があるのか、働く場所があるのかどうかということが大きな要因だと思うのですけれども、これからAIがますます進展していく中で、産業構造が大幅に変化するのではないか。会社も、今までよかったところが衰退して、逆にIT関係が伸びて、あまり社員がいなくても会社が成り立っていく、そういう劇的に変化しようという中で、コーホート要因法というのはいつできたかわからないのですけれども、これを主に考えて人口推計結果を出して果たしてそれでいいのかというのを、やはり考えておかないとまずいのではないかという気がするのです。

この結果について、特段異論はないですけれども、ただ、その辺の要素をこれから、品川区としていろいろなマイナス要因、プラス要因を加味していくという手法も取り入れていかないと、先々の予想を立てました、それは何が根拠なのか、コーホート要因法ですということでは、もう人口推計が成り立たないのではないかという時代が私は来たと思うので、品川区ではこれをもとに事業を進めていくと思うの

ですけれど、その辺も十分考えて進めていただきたいと思います。

今、交通手段である鉄道が、朝はめちゃくちゃなラッシュアワーになって、電車に乗るにも待つ必要がある、以前から比べると列車も増車しているわけですよね。目黒線も3両編成が、今は7両、8両、それでもいっぱいになっている。でも、この先それが続くのかというと、非常に疑問に思います。やはり、そういうマイナス要因も取り入れて、私は長期基本計画も立てていただけたら、ありがたいと思います。意見だけです。

**○伊藤委員長**

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ほかにご発言がないようなので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 男女共同参画のための品川区行動計画等素案パブリックコメントの実施

**○伊藤委員長**

次に、(3)「男女共同参画のための品川区行動計画等素案パブリックコメントの実施」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

**○島袋人権啓発課長**

それでは、男女共同参画のための品川区行動計画第5次等素案パブリックコメントの実施について、ご説明いたします。

本計画につきましては、男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の策定について、5月14日の総務委員会におきましてご説明したところでございます。このたび、この計画の素案がとりまとめられましたので、パブリックコメントの実施とあわせてご説明いたします。始めにA4判1枚の資料をご覧ください。

1. 計画素案についてです。また別冊として素案を配付させていただいておりますので、そちらもご覧いただきながら、よろしくをお願いいたします。

第1章、計画の枠組みでございます。3ページをご覧ください。1、計画策定の趣旨でございます。品川区では、男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）が2009（平成21）年10月に策定され、「行動」「協働」「推進」の3つの基本視点に立って、理念の実現と男女共同参画の推進に向けて取り組んでまいりました。また2011（平成23）年には品川区配偶者暴力対策基本計画を策定し、2015（平成27）年4月には改訂を行い、配偶者暴力対策を体系的かつ総合的に進めてまいりました。

2018（平成30）年度をもって両計画の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況はもとより、この間の、配偶者等からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の一部改定、および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の制定を初め、男女共同参画の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、新たに包括的視点としてインクルージョン、共生という視点を追加しました。行動、協働、推進とあわせて4つの基本視点に立って、両計画と品川区女性活躍推進計画を一体化した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を策定いたします。

なおこの本計画の策定に当たっては、品川区の男女平等啓発誌「マイセルフ 自分らしく」の名称の

ように、区民一人ひとりが自分らしく生きる社会をめざし、本計画の総称を「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」といたします。

7ページ、(4)品川区の動きの箇所をご覧ください。計画策定の背景になります。

8ページ、(5)品川区における男女共同参画のこれまでの取組を踏まえ、過去の取組や歴史、背景などを新たに加筆しております。

おめくりいただきまして19ページをご覧ください。4、計画の概要、(1)計画の位置づけでございます。①男女共同参画社会基本法第9条並びに第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画。②配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画。③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画。④品川区基本構想、品川区長期基本計画および関連する計画との整合性を持つ。⑤男女共同参画社会をめざす第1次から第4次の行動計画を継承した第5次行動計画であり、配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を包含するもの。⑥第13から16期品川区行動計画推進会議の報告を踏まえて策定。⑦本計画の防災に関する内容は、特に第14期品川区行動計画推進会議「女性の力を生かした地域防災力の向上について」の報告を踏まえているもの。

以上、記載のとおりでございます。

続きまして20ページをお開きください。(2)計画の期間でございます。計画の期間は2019(平成31)年度から、2028年度までの10年間です。計画はおおむね5年後に見直しを行う予定でおります。

おめくりいただきまして、25ページ、26ページをご覧ください。第2章、基本的考え方でございます。

まず基本理念でございます。本計画は、区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に同等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目指すものとして策定するものです。

基本理念を実現するための基本視点を、4点掲げております。特に重要と考えておりますのは、共生、言いかえますと誰もが自分らしく、ということになるかと思いますが、その環境づくりが重要としております。

おめくりいただきまして27ページでございます。基本目標につきましては、(1)人権が尊重されるまち しながらの実現、(2)あらゆる暴力の根絶、(3)女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、(4)男女共同参画のまちづくりの推進、この項目で進めてまいりたいと考えております。

28ページから31ページにかけて、こちらは計画の全体像、体系図でございます。30ページにおきましては、新規でお示ししたのものには「NEW」を、31ページにおきまして、本計画における重点施策を「重点」とわかりやすく表記しました。32ページから36ページに、この計画における数値目標をお示ししてございます。本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに区民の皆様によりわかりやすい指標を、各基本目標ごとに設定いたしまして、目標の年度は見直しを予定している期間ではございますが、2023年度に設定いたしました。また、関連している該当施策を、右端に表示しております。

37ページから121ページまでは、第3章、課題解決の方向と取り組みでございます。昨年11月に実施いたしました男女共同参画等に関する区民の意識・事業所状況調査を初め、関係部署とのヒアリングなど、方向性を探ったところでございます。

おめくりいただきまして、125ページからでございます。第4章、計画を推進するために、ございますが、区の推進・進行管理体制を進めるための章といたしました。

127ページにあります、2、計画の進行管理方法でございます。(1)PDCAサイクルによる進行管理でございますが、本計画が機能するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

CHECKの箇所でございます。事業・計画の評価でございますが、これまでも行動計画推進会議と、男女共同参画推進行政連絡会議は、連携して取り組みを進めてまいりました。本計画では、より一層明確な位置づけが必要との策定委員よりのご意見をいただきましたので、このような表現になっているところでございます。

次にACTION、PLAN、DOでございます。ここでは、全庁での取組を掲げております。関係各課で実施していくというイメージでございます。

それでは次にまいります。最初にご説明いたしました、A4判1枚の資料にお戻りください。

2. これまでの検討経過についてです。学識経験者5名、公募区民3名で構成された委員によるマイセルフ品川プラン計画策定検討委員会を6月8日、9月14日、10月12日の3回、庁内で部長級による男女共同参画推進連行政連絡会議を4月25日、10月16日の2回、課長級による男女共同参画推進行政連絡会議幹事会を3月23日、8月8日に開催いたしまして、素案をまとめてきたところでございます。

続きまして、3. パブリックコメントの実施についてです。こちらは広報しながわ12月1日号と、区のホームページで周知をいたします。平成30年12月1日から12月21日までの期間で、受付方法は郵送、ファックス、区ホームページ、人権啓発課男女共同参画センターにて対応する予定です。公表方法ですが、広報しながわ、区ホームページ、男女共同参画センター窓口はもとより、地域センター、文化センター、図書館、保健センター、中小企業センター、区政資料コーナーなどで閲覧できるよう、意見の受付もいたします。

最後に、4. 今後の予定でございます。平成31年1月にパブリックコメントを踏まえた最終審議を行いまして、4月より新たな計画を進めていきたいと考えているところでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○中塚委員

「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の素案が示されました。まずパブリックコメントについては、毎回主張していることですけれども、ぜひ説明会を開催していただいて、区の考えと、また区民の意見が言いやすい環境づくりを進めていただきたいと思いますけれども、この点、改めて伺いたいと思います。

また今回、セクシャルマイノリティについて、行政計画であるこの品川プランに記載されたことは歓迎したいと思います。性自認や性的指向のあり方の多様性を認め合い、差別や偏見をなくすことは一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために重要だと記した上で、多様な人々が安心して暮らせる環境づくりの中で、支援が示されたり、具体的などころでは区職員や学校教職員への研修、子どもたちのカウンセリング相談やSOSカードの配布など、いろいろ具体化され始めたと思っております。

その上で、素案の段階ですのでぜひ反映させていただきたいと思って質問するのですが、7月2日の総務委員会またその後の本会議でも同性パートナーシップの公的承認についての陳情が、全会



一致で趣旨採択となり、この処理結果および結果についての報告が今回の本会議に提出されておりました。改めて、いわゆる同性パートナーシップ制度について、このプランの中でも位置づけて、具体化していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう一つは、このプランの視点として追加していただきたいのが、住宅への支援です。同性カップルだという理由でアパートを断られたり、さまざまな差別がある現状に対して、住宅への支援が必要だと思うのですけれども、あわせてご説明いただきたいと思います。

#### ○島袋人権啓発課長

まず、パブリックコメントのあり方でございますが、12月21日で締め切りさせていただきまして、翌年1月18日に策定検討委員会を予定しておりますので、そこまでにはホームページ上で公表することができるかもしれません。ただ、この件に関しまして、区民の皆様にはパブリックコメント上でどういったことが出ているかということと、こちら側の検討の段階を踏まえた報告ということは、なかなか難しいかと考えられると思います。ただ、パブリックコメントでこのような表現がございましたということは、必ずホームページ上で公表したいと思ってございます。

続きまして、同性パートナーシップ制度についてとセクシャルマイノリティの方への対策ということで、今回この計画に載せさせていただいたところとの関連でございますが、まず今年度7月に講演会をさせていただきまして、やはりいただいたアンケートの結果から、もっと当事者の方のお話を聞きたい、理解をしたい、そういった声が多うございましたので、いきなり制度をつくるというよりは、まずは区民の方にマイノリティの方たちが近くにいらっしゃるのだということ、差別はしない、そのような空気感と申しましょか、そういったものをきちんと醸成していったから、制度を作り、利用していただくという手順を踏んでまいりたいと考えているところでございます。制度をつくるに当たりまして、やはり先行自治体で、制度があっても宣誓がされていない自治体があるという実態もございます。それにはやはり声を上げることにに対する偏見の目があったり、区民の皆様にはきちんと理解していただくということが重要かと考えておりますので、まず計画の中ではそのような理解促進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また最後にご質問がございました住宅への支援でございますが、まだまだ理解促進が進まない中で、制度だけがひとり歩きすることも、利用できない要因の一つであるかと存じます。まずは本当にこの性的マイノリティの方々が普通に共生できる社会、その実現を目指すことが第一だと考えておりますので、本計画の中での位置づけとしては、そのように考えているところでございます。

#### ○中塚委員

この計画は期間が今後10年と長いものでありまして、5年目には見直しをするということですが、ご存じのとおり東京ではオリンピック・パラリンピックがいよいよ迫っている中で、2014年に五輪憲章が改定されて、性的指向による差別の撤廃が明記され、前回のリオオリンピック、今回の東京オリンピックでもさまざまな取り組みが広がっております。こうした社会の変化にしっかり対応できるように、今回のこの行動計画の策定と同性パートナーシップ制度の創設も含めて、5年後の見直しの際にはさまざまな要素をぜひ加えていただきたいと、要望しておきたいと思います。

あわせて、今回、共生という視点が追加されたことは歓迎します。先ほど課長の説明で、7月に講演会をやって、もっと当事者の声や理解を進めたいという声が上がっていることを、品川区がしっかりと受けとめていることは、とても前向きなことだと思いますので、ぜひ一つずつ進めていただきたいと思います。

あと2つだけですが、パブリックコメントについては、ぜひ説明会の実施を要望しておきたいと思います。

最後に、先ほどの長期基本計画策定委員会の設置ともかぶるのですが、ぜひこのマイセルフ品川プランの基本理念、「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として」と、共生という男女共同参画の理念はぜひ、長期基本計画にも位置づけていただきたいと思うのですが、現状においてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○島袋人権啓発課長

共生という文言を、初めてこの計画の中に取り入れさせていただいたところですが、どこか遠いところでいろいろな多様な方々が生きているということではなく、やはり普段の日常の中で実現されて、初めて意味があるものと考えておりますので、まずはこちらの計画が長期基本計画よりも先に、来年度の4月に計画公表し実施する予定でおりますので、そちらの動きを見つつ、発信していきたいと考えてございます。

#### ○吉田委員

私も第2回定例会の一般質問で、この性的マイノリティへの理解促進ということで、ぜひ今度の計画に入れてほしいということを要望しましたので、検討の結果、こういう形で入れられたことは大変評価したいと思います。

あのと、保険証の性別表示の希望があればということも、ホームページ上に出ましたけれど、若干というかなり地味です。ほかの取り組んでいる自治体と比べると、それを悩んでいる方がここまで行きつけるのか、ぜひ考えていただきたいと思います。

この計画にこういう形で入ったということは、本当に一歩前進というふうに思いますので、それは評価したいと思います。ただ、このマイセルフ品川プランという名称ですけど、よく説明を聞くと素晴らしい、全体の理想を包含した内容になっているなど、私自身もとても思うのですが、一方で男女共同参画や、配偶者暴力対策などの言葉が題名から消えてしまうことに、生活者ネットワークとしてはやや危惧を覚えるところです。こういうものには一々、「マイセルフ品川プラン」と大きく出て、あと、これとこれとこれが含まれているよと明記されるのでいいのですが、今後いろいろな広報では、やはり「マイセルフ品川プラン」という、よい名称であるだけに、それだけが広報されるようになると、せっかく品川区がほかの自治体に比べて、配偶者暴力対策とか一生懸命取り組んできたことが読み取れなくなってしまうのではないかと、大変心配しております。ですので、せめて品川区がこのマイセルフ品川プランのことを言うときには、必ず何かの形で男女共同参画とか配偶者暴力対策とか、女性活躍がこの中に含まれるのだということを明記する形で、ぜひ広めていっていただきたい。マイセルフ品川プランの中に、それが入っているということまで皆にすり込まれれば、全然問題ないのですが、今の段階ではちょっと、この名称だけがいろいろなところで使われていくようになることについて、大変危惧しておりますので、その辺についてお考えをいただければと思います。

#### ○島袋人権啓発課長

ごもっともなご意見とお伺いしました。実は表紙を見ていただきますと、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」と書いてございまして、(素案)は外れたものとしてイメージしていただければと思います。そして、その下に「男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)」と入ります。その括弧書きで「品川区配偶者暴力対策基本計画」「品川区女性活躍推進計画(新)」というふうに記載し

ます。「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」と一緒に、これらの文言を、字が小さくならうかと存じますが、入れていきます。

また素案の7ページをご覧くださいますと、今まで品川区におきましては第5次ですけれども、第1次から次の計画策定は10年と長いものでございました。他区の計画を見ますと3年計画だったり、5年計画だったりするものがございます。私ども品川区は10年の計画で、第1次から第4次までやってきた歴史的な観点にページを割かせていただきまして、誰に見ていただいても、品川区の計画の第1次から第4次まで、今後の取り組み等がわかるようなところを書きましたので、こちらもあわせて宣伝してまいりたいと思っております。

#### ○吉田委員

お考えを聞いて安心いたしました。マイセルフ品川プランというのは言いやすいし、そのうち広がっていくと思うのですが、ぜひ品川区としてこういうことを広報する、例えばパブリックコメントを募集するときには、そもそもの理念ぐらひは、これを全部読んでコメントするのはなかなか難しいと思うのですが、その辺の説明、先ほど説明会をというお話もありましたけれど、品川区として込めた思いが伝わるような形で、パブリックコメントもとっていただきたいと思っております。

それからもう1点、パブリックコメントは期間の定めがあったかと思いますが、最低3週間でしたっけ、もう少し長くてもいいのではないかと思ったのですが、その期間について、お考えをお聞かせください。

#### ○島袋人権啓発課長

平成27年度に改定いたしました配偶者暴力対策等対策基本計画のパブリックコメントが、2週間という期間でした。今回は大きな計画になりますが、1カ月という長い期間を設定しても、期間ばかりが長く、皆さん目にしていただけないこともあるかということと、年末の忙しい時期なので、3週間とさせていただきます。

#### ○吉田委員

わかりました。12月21日から延ばしても、確かに年末になってしまうかもしれません。これは人権啓発課の問題でなく、広報広聴課の問題になるかと思っておりますけれど、今、この計画でパブリックコメントを募集していますというのが、ちょっと深いところまで探さないに出てこないという、当事者の方からのご意見もあって大分改善されたというふうには聞いておりますが、ぜひ、今こういうパブリックコメントが募集されているということが、新しいニュースの欄に出てくるとか、期間を長くとれない分、パブリックコメントの広報をぜひ強めていただきたいのですが、それについてお考えをお聞かせください。

#### ○中元広報広聴課長

こちらはホームページ等も工夫させていただきまして、区民の方に周知が行き渡るように、続けていきたいと思っております。

#### ○須貝委員

品川区において男女共同参画はこれまで、さまざまな取り組みをされてきたわけですが、実状をどう思われているかだけお聞きしたいのです。実際に、大企業をはじめ中小、零細企業、一部は別ですが、余裕がなくて、なかなか女性の働く環境はまだ厳しい。その中で、給料が上がり、所得が上がるのかと思うと、あまり上がっていないという状況で、男性も、女性も、生活に余裕がない、逆に生活に追われている状況を、我々は見ています。また親の介護による介護離職、そして家庭内も、新聞等で

は子どもへの虐待、高齢者の虐待もたくさん報じられております。配偶者等からの暴力も本当に増えているように我々は感じていて、その中で母子世帯、父子世帯もどんどん増えている。

区として、こうして一生懸命取り組まれているのですが、実際に課長から見て、こういうふうにならずに成果が出ています、改善していく方向にありますというような状況に進んでいるのか。それとも社会の荒波に飲まれてしまい一生懸命やっているけれども、行政としていろいろ手は尽くしているのですが、遅々として進まないという状況なのか。現状はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

#### ○島袋人権啓発課長

まず男女共同参画センターをご存じの方という割合が、近くの区と比べますと非常に低いパーセンテージでございます。場所がわかりにくいということを伺っております。ただ、登録団体になられて活動していらっしゃる団体は、160団体ぐらいいらっしゃいまして、多少の増減がございますが、大体そのぐらいの数で登録団体がおられます。

もう一つ、私どもの男女共同参画講座といたしまして、この二、三年続けているものに、SNSを使った危険なネットトラブルから子どもを守る、自分自身を守るという講座をさせていただきまして、こちらのほうは非常に有意義だったといったお話を聞いております。こちらは、全国webカウンセリング協議会の方をお招きしてお話を聞きつつ、対策を皆さんで考えていただいているところです。また今後、11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動も、昨年度はホームページを使ったり、区の職員に対してもインフォメーションを流したり、いろいろ活動させていただいているところです。

今回はまたいろいろ国のほうも、特に女性の人権に関しては、SDGsのジェンダー平等に関してかなり動いておりますし、東京都のウイメンズプラザからも、そちらの広報をいただきますので、関係部署には発信しているところでございます。

ですので、本当に皆様方の目につき、わかっただくような発信の仕方、啓発の仕方を考えているというところが、今の現状かなと思っているところでございます。

#### ○須貝委員

相談したいというとき、身近に相談できる場所の確保、また区のほうも他の事業部とも連携して支援できるような、そういうことはなかなか難しいと思いますけれど、区民を助けるということで、動いていただきたいと思います。

#### ○新妻副委員長

ありがとうございました。パブリックコメントについて、1点お願いです。周知の仕方なのですが、どのパブリックコメントも、もっと意見が集まったらいいのにとすごく感じることもあるので、ホームページだけでなく、SNSを活用して、ツイッター、フェイスブック、インスタにそぐうかはわかりませんが、やはりそういう違う層からパブリックコメントを求めていくということも、すごく必要かと思うのです。11月1日から始まる健康ポイントが、フェイスブックに上がったとき、一気に増えたというお話も伺ったので、やはり効果があるのかなと思うのです。ですので、この12月1日から21日という、年末の忙しい時期ではありますけれども、忙しい中でもやりたい人はしっかりやるのでしょうか、それ以外の方にも広げるというところでは、SNSの活用も効果があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○島袋人権啓発課長

先ほどお知らせいたしました男女共同参画の講座に関しましても、ツイッターといったSNSで広報

させていただいたところ、そちらからご参加いただく方も多うございました。今後は今の委員のご意見を参考に、そちらにも発信していきたいと考えております。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時08分休憩

○午後1時10分再開

○伊藤委員長

休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

---

(4) 平成30年職員の給与等に関する報告および勧告の概要

○伊藤委員長

次に、(4) 平成30年職員の給与等に関する報告および勧告の概要を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは私から、平成30年職員の給与等に関する報告および勧告の概要、いわゆる特別区人事委員会勧告について、ご報告いたします。

先日、平成30年10月10日に特別区人事委員会より、各区議会議長および各区長宛に勧告が行われたものでございます。資料の1ページ目、上段の四角囲みをご覧ください。本年の勧告のポイントでございます。

1の月例給につきましては、公民較差9,671円減額、引き下げ率はマイナス2.46%で、これを解消するために給料表を改定する。2の特別給につきましては、支給月数を0.1月引き上げまして4.6月とし、勤勉手当に割り振るという内容でございます。これにより、職員の平均年間給与は約12万3,000円の減となる内容でございます。

その下の職員の給与に関する報告・勧告でございますが、1の職員と民間従業員との給与の比較でございます。1の職員給与等実態調査の内容としまして、平成30年4月現在の職員の平均給与額は39万3,431円で、平均年齢は41.0歳でございます。

2の民間給与実態調査の内容といたしまして、同じく平成30年4月現在、調査対象規模として企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所について、特別区内の1,128民間事業所を实地調査いたしまして、862事業所、5万7,686人の調査が完了したということでございます。

3の公民比較の結果でございますが、月例給では民間従業員は38万3,760円、職員につきましては先ほどご説明いたしましたとおり39万3,431円ということで、この差はマイナス9,671円、マイナス2.46%というものでございます。月例給の公民較差の要因でございますが、人事委員会によりますと、平成30年4月より実施した行政系人事、給与制度の改正に伴い、職員構成に変化があったことによる影響ということでございます。特別給につきましては、民間支給割合が4.62月分、職

員支給月数が4.50月ということで、差が0.21月でございます。

その下、Ⅱの改定の内容でございます。1の給料表でございますが、(1)行政職給料表(一)につきまして、原則全ての級および号給について、給料月額を引き下げ、職務の級の切り替え後における実態を踏まえ、1・2級の引き下げを強め、5・6級の引き下げを弱める。また初任給につきましては、人材確保の観点から引き下げず、据え置くということでございます。

(2)その他の給料表等につきましては、2ページをご覧ください。行政職給料表(一)との均衡を考慮した改正ということでございます。

2の特別給でございますが、年間支給月数を0.1月引き上げまして、勤勉手当に割り振るというものでございます。

3の実施時期等でございますが、給与水準の引き下げを伴う内容の改定であるため、遡及することなく改正条例の公布の日の属する月の翌日の初日から、実施するものとしまして、平成30年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分につきましては、平成30年12月に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施するというものでございます。

その下の参考1でございますが、較差解消による配分ということでは、給料としてはマイナス8,060円、はね返りとありますのは、地域手当等給料月額をもとに一定割合を計算して算出する手当がございますので、その分を合わせましてマイナス9,671円を配分するというものでございます。

その下の参考2でございますが、公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の減少額でございますが、改定前、改定後の差が、平均ではございますが約12万3,000円というものでございます。

その下、Ⅲの給与制度における課題でございますが、1の諸手当につきましては、期末手当等については支給月数の配分、支給回数について見直しをする必要があるとされておりまして、2の保育教諭等の給与につきましては、特別区の実状を十分に考慮した上、職のあり方を明確にすること、また給与制度のあり方についても課題が示されているというものでございます。

その下の人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見といたしまして、1の人事・給与制度では、行政系人事・給与制度改正の結果及び検証として、任用制度については、主任職の位置づけ、係長職の安定的な確保という制度改正の趣旨を踏まえた任用管理について、書かれているものでございます。

3ページにまいりまして、給与制度といたしましては、職務給原則の徹底に基づき、適切な見直しを図る必要があるということが書かれております。

(2)人材の確保、(3)人材の育成、(4)高齢層職員の能力および経験の活用についても、それぞれ意見がございます。4ページにまいりまして、(5)非常勤職員等への対応といたしましては、それぞれ公務、区民サービスを担う人材の確保、育成について、意見が述べられております。

その下、2の勤務環境の整備等といたしましては、仕事と家庭の両立支援、いわゆるワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等に基づいて、職場の環境整備について進めていく必要があると述べられております。

最後に、当然のことではあります。3に区民からの信頼を確保ということが述べられているものでございます。

以上が、特別区人事委員会における、職員の給与等に関する報告および勧告の概要でございます。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○いながわ委員

特別職の人事勧告があったときに、何か特別職の場合は12月のボーナスの部分でその分を全部引かれる、4月までさかのぼるということがあったのですが、これは遡及しないということでした。特別区人事委員会が出した報告、勧告の概要について報告を受けましたが、これから、労使交渉ではないですけど、そういうものが行われていく流れだと思いますけれど。基本的には、これが決まったら、その方向で、23区は進んでいくのか。先ほど、いろいろなところで平均をとったというご説明をいただきました。1,128民間事業所を実地調査して、調査完了したのが862事業所ということですが、それらの事業所が位置する場所も違う、地域によっていろいろな給与体系があろうかと思うので、それでも50人以上という条件で調査をしてやっているから、それが実際の民間の平均なのかなと言われれば、そうなのだと思います。

実際この内容のとおりにしてくださいと人事委員会が言っているので、この方向性で進んでいくのかどうか。もちろん区民感情もあろうかと思いますが、公務員の給料は高いとか、いろいろな話があるけれど、一方ではやる気の部分というのもあると思うのです。一概に高いから安くしろというのは、やる気とかそういう部分を損なってしまうのではないかと思うのです。ただ、区民感情と照らし合わせてみれば、公務員の給料は高いから減らして当然だという考え方もありますので教えていただきたいのです。

たしか、ここ何年か上がり続けてきた、徐々に上がっているという記憶はあるのですが、多分2回ぐらい、毎年上がっていたと記憶しているのですが、その辺も教えていただきたいです。

#### ○黒田人事課長

まず、今年度の人事委員会勧告で、なぜこのように下がったのかという要因でございますが、説明の中で少し触れさせていただきましたが、人事委員会によれば、この4月に行政系人事・給与制度の改正を行いまして、今まで職員から部長まで8つの階層があったものを、6つの階層に変えました。その2つを減らしたというのは、1・2級の部分を1級で係員として1つにまとめ、また課長と統括課長をまとめて課長職としたというところが、大きなところでございます。それに合わせて、今まで主任主事と呼ばれていた職層について、新たに主任職という、名前は似ているのですが、係長職への昇任を前提とした係長を補佐する仕事というところに明確に位置づけたため、今まで主任主事で係長にならず退職するということがあったのですが、新しい人事制度では、主任職については係長を目指す職であるということを明確にしたため、係長を目指さないという職員については係員に切り替えるということが制度の中で行った関係で、職員の構成割合が変わったと。

そうしますと、今まで主任主事だった者が係員になりますと、当然民間との給与の比較の中で、いわゆる現給保障という制度切り替えもありましたので、23区全体のボリュームで見るときに、少し給与に較差があったということがまず要因にありまして、今回の給与較差はほかの政令市、国および東京都の状況を見ましてもほぼ、マイナス勧告が出ている区もあるのですが、それにつきましては0.0何%というような形になりまして、プラス改定の自治体が多いと。そういう状況で、特に特別区の中の景気動向の実態で、民間の給料が下がって、公務員が高くなったということではなくて、制度改正の中の職員構成割合が変わったことによる、公民較差の比較の中で差が出たというのが、人事委員会の見解でございます。

それから、人事委員会勧告が出てからそれで決まるのかというご指摘でございますが、基本的に人事

委員会につきましては、公務員の労働基本権制約の代償措置としまして、公務員の場合、いわゆる経営者と労働者が直接労使交渉をして賃金を決めるという形にはなっておりませんので、その代償措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した給与を確保するものとして、法令により定められた制度という中では、人事委員会が第三者の立場で調査をして、給与の水準を勧告するというふうになっているものでございます。

ただ、今回の勧告内容につきましては、月例給について大幅な引き下げとなっております、非常に厳しい内容というふうに受けとめてございます。現在、区長会と組合間で交渉が行われておりまして、制度の切り替え時の勧告としてどうなのかという意味では、今、交渉が行なわれているというような状況でございます。

#### ○いながわ委員

あと、今まで上がってきた状況は。

#### ○黒田人事課長

ここ近年は、昨年度はプラス改定でございます。平成26年から、27、28、29と4年間はプラス改定で、その前はマイナス改定です。そして、ここへ来て大きなマイナス改定ということでございます。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。これは聞いていいのかわからないですけど、平成26年度から4年間、ずっとプラス改定で来ていて、総額としてはどれくらいプラスになったのですか。

#### ○黒田人事課長

総額ということではちょっとわかりませんが、単年度の改定率でいいますと、大体率にして0.13%から0.15%ぐらいということですので、微増で来ているという状況でございます、マイナスからプラスに転じて、毎年少しずつプラス改定になっていたという状況でございます。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。人事の給与関係はいろいろな等級があるので、一概には言えないと思うのですが、まず1点が、要するに人事の中の等級を合わせたり、いろいろな、今、制度の中身を変えたということなのだけど、なぜそれだったら、平均を出さないとどれくらいかわからないかもしれないですが、今回は景気、不景気で下げるわけではないではないですか。それが民間のデータをこれだけ調査して持ってきて、民間はこれくらいだからと安直にやるのは、下げ幅が非常に大きいので、みんなそれぞれ生活もあろうかと思うと、何か安直に減らしたほうがいいよという、そんな乱暴な議論はできないのではないかと、何か歯切れの悪い質問で申しわけないですが。

逆に言えば、今まで4年間、数%ずつ上がってきたのが、ここでガツンと減らした結果、今までずっと減少であった最後の年ぐらいいまで落ちてたら、事実上の給与の減額というか、それに乗じてみたい。今、契機は緩やかに回復しつつあるという報道も出ているので、その辺をどうお考えなのか。今まで4年間、せっかく徐々に、上がってきたのに、ここに来て、景気、不景気とは全く関係ないところの部分で、今まで上がってきた以上の下げ幅というのは、何というか、ダイナミックというか、すごいなど。歯切れが悪くてすみませんが、思いとしては、減らしたほうがいいと強く言いたいけれど、年間で12万円減るといのは、いろいろな福利厚生もしっかりしている公務員ですから、もっと減らしたほうがいいという対外的な話はあるかもしれないですけど、激減緩和ではないですが、減らすならもうちょっと、うまく減らしたほうがいいのではないかと。答えられる範囲でお願いします。



### ○黒田人事課長

比較方法につきましては、全ての人事委員会で採用しているラスパイレス指数というものを使っています、これは民間事業所の従業員、役職、学歴、年齢の構成と比較して比べるという方式があるのですが、今回は人事制度の改正があって、職員構成が変わったというこの時点での比較になりますので、少し改正した人事制度が目指している構成と違う中で、過渡期というところでは、そういう較差が出たというところが人事委員会の見解でございます。下げ幅につきましても、役職に応じて改定時と平均で変えてはいるんですが、平均で12万円でも、約30万円近く減額になる階層の職員もいますので、そういった意味ではかなり厳しいという受けとめはしているところでございます。

### ○中塚委員

私も、年間12万3,000円の減ということで、今回の人事委員会勧告は正直驚いているところです。管理職と一般職に分けると、この平均の影響額というのは幾らになるのか、そこをご説明いただきたいと思います。

それと、今回の人事委員会勧告について、区長会はどういう態度というか、コメントが発表されているのか伺いたいと思います。

### ○黒田人事課長

まず改定の率の違いでございますが、全体の平均の改定率はマイナス2.6%となりまして、係員のところで1級職員が平均でマイナス1.9%、初年給は据え置いていますので、改定率は0%でございます。1級の主任ではマイナス3.1%、係長ではマイナス2.6%です。

### ○中塚委員

金額でいうと。

### ○黒田人事課長

金額だと影響額が出ておりません、改定率しか人事委員会の資料がございません。

給料表でいきますと、1級ですと最高等級のところでは1万5,800円減となりまして、例えば課長のところですと最高等級のところでは1万2,000円減ということになってはいますが、基本的に基本給のところは増えますので、おおむね1万5,000円から1万2,000円ぐらいが、各級ごとに平均減額というところがございます、平均の改定率ではマイナス2.46%ということで、月例給の基本給で1万5,000円ほど減になるところもありますので、そういったところでは12カ月と特別給、期末手当のところの支給割合を掛けますと、約30万円近くになってしまうところも出てくる場所がありまして、職員によって、号給が違いますので、一律に金額にして申し上げられないのですが、かなり大きな減額になっているというところがございます。

特別区長会としましては、人事委員会勧告があった際に、会長のコメントを出してございまして、その中で人事委員会勧告の制度の趣旨であって、特別区が置かれた厳しい諸状況、更には職務に精励する職員に適正な給与・勤務条件の確保といった観点からいうと、国や他団体、民間動向も勘案して、区民の理解が得られるように、区政全般の観点から慎重に検討すると言っておりますが、区長会としても今回の勧告内容は非常に厳しいとの受け取めをしているところでございます。

### ○中塚委員

職員の等級というか、正直その辺の違いは私も把握していないものの、いずれにしても月1万円以上をこれから賃下げしていくわけですから、その生活への影響があるのは明らかだと思います。そういう意味では区長会のほうも厳しい中身だと、慎重に検討していきたいという立場でありますので、ぜひ働

いている職員の方々、組合の要求もよく聞いていただいて、労使の交渉を進めていただきたいと思います。

最後に、労使の交渉と、大体年明けの議会だったり、臨時議会だったり、いろいろ対応が変わりますけれども、現時点では見通しを持つのは難しいとは思いますが、現在のところ労使の交渉ぐあいはどういう状況なのか、ご説明いただきたいと思います。

#### ○黒田人事課長

まず労使交渉でございますが、特別区全体の制度ということでございますので、品川区単独ということではなく、23区全体ということですので、特別区長会と特区連の中で、交渉していくという状況でございます。例年ですと11月20日ごろに妥結して、期末勤勉手当の基準日が12月1日ということなので、11月中に改正条例を提案申し上げるのでございますが、現時点においては、労使の交渉が今まさに進んでいるという中では、今年度については例年どおりのスケジュールで進むかというところについては、全く見通しが立たないというところでございます。

#### ○中塚委員

例年ですと1月中に妥結というのが、この間の傾向だったのかなと思いますけれども、内容が内容だけに、特別区長会と特区連との交渉になると思うのですけれども、組合からの要求に対して真摯に話し合いを、丁寧に進めるように、特別区長会にも働きかけていただきたいと思います。

#### ○須貝委員

今回の勧告ですが、四、五年給与等手当が上がってきた状況があります。ですが、実際ここ数年にわたって、大半の勤労者所得というのは上がっていない状況で、一部大企業、または一部企業においては、確かに新聞でも上がっているとの報道がありますが、ほとんどの企業は上がっていない。まして、さらに勤労者の年間平均給与というのは、420万から430万円という現状を鑑みると、やはりこの人事委員会勧告というのは、その平均を見て、民間からの比較で上がったり、下がったりしている。そういう基準で持っていけないと、やはり適切な給与の上げ下げというの、今後誰が関知するのか、そういうふうには判定することができないので、やはりここは肅々と、下がったときは下がる、上がったときは上がるということで、私はいいのではないかと思います。

品川区の職員も、品川区のため、品川区民のために一生懸命働いている、それはもう我々委員としても、しっかり見ております。品川区も、さまざまな成果を上げているというのも事実です。ですけれども、それはそれ、今回の人事委員会勧告に関しては、私はやはりきちんと受け入れるべきだと考えます。意見だけです。

#### ○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。民間の給与との比較がありますが、これは規模が50人以上の事業所だと思っております。零細企業に至っては、景気は上向きだと言いながら非常にまだ厳しい。特に建設業界は厳しいと思います。これはやはり、公務員の方たちは区民の皆さんのために働いているわけですから、比較はあってもいいのですけれども、それはまた、私は別のものという言い方は変ですが、比較対象が必要ですが、そこまであまり考えなくてもいいのかなと思っています。

今回12万円、月にして1万円近く引き下げになるということで、本当に管理職の方たちはお気の毒というか、そういう感じがします。なぜなら、係長どまりの人たちが管理職にならないで、安定した収入を得る。そうしたらやる気の部分でいうと、職員の意識ですか、若い人たちが管理職になれる方、もっと目指している方が多くいなければ、区政の反映にならないと思うのです。その辺のところ、管

理職試験を受ける人たちが、今現在増えているのか、増えていないのか、お聞きしたいと思います。

#### ○黒田人事課長

管理職試験の受験者数につきましては一定程度、横ばいと申しましょうか、そんなに増えている状況ではないかと、やや若手のほうに、昇任意欲がある状況でございまして、今、試験制度が前倒しになっており、資格を得る前に前倒して試験を受けられるという制度の中では、結構若い職員が受けている状況もあります。ただ、資格を得るまでに生活環境が変わって、子育てであったりということで、実際に本受検に至らないというケースもありますので、この辺につきましては、やる気の醸成というところでは今後も力を入れていかなければならないところがございます。

それだけに、今回の人事制度の改正も、管理監督層への昇任意欲を促すという意味で改正を行ってきたわけですが、今度のここに至る中では、改正後、過渡期の職員構成の部分で、かなり較差があるというふうに人事委員会で言うておりますので、なかなかその目指しているところに行くのは難しい状況にあるのではないかと、認識しているところでございます。

#### ○高橋（伸）委員

ありがとうございます。非常に悩ましいところで、これ以上、こうしてください、ああしてくださいというあれではないですけど、やはり安定してしまうと、その上を目指す職員が果たして、これからもっと増加するのか、疑問だと思うので、それは何かしら考えていただいて、区民の皆さんのためにもっともっと意欲を持つ職員の人材育成に向けていただきたいと思います。要望です。

#### ○新妻副委員長

1点だけ教えてください。今回こういう人事勧告を受けて改定された場合、退職金への影響というのはあるのかどうか。

#### ○黒田人事課長

この勧告どおりに給与が改定されますと、退職金の算出方法は月例給掛ける支給月数という中で、定年退職の今、支給月数が47.7月ですから、その月数だけ減ということになりますと、退職金には大きな影響があるのかなと認識しています。

#### ○伊藤委員長

私からも1点だけ。日本経済新聞に記事がちょうど出ていたのですが、実際には主任になる資格を持つ中堅職員の約1割が、将来の監督職への昇格を避けるため係員にとどまる選択をした。給与は据え置き、最下級の職層に新たに組み込んだため、民間企業の同じ職種の水準を大幅に上回ることになったという表現で、記事として書いているのですね。つまり、先ほど高橋伸明委員がおっしゃったことと重ねてるのだけれども、上に上がりたくない、今の職層でいたい、それをたまたま組み込んだら、民間企業を上回ってしまった。だから約1万円の差が出てきたということになってくるわけで。

そうすると、この人事委員会勧告そのものの方向性は正しいとしても、極めて一部の職員の方のせいで、多くの職員の方の給与が下がっていくということについては、なかなか理解しにくい部分があると思うのだけれど、いかがでしょうかという質問です。

#### ○黒田人事課長

あくまで8級制を6級制にしたとき、先ほど申し上げたとおり主任の位置づけを、係長職就任を前提とした職というふうに位置づけたことに関しまして、主任としてやっていくのか、係員なのかという切り替え選考が行われたというのは、今、委員長からご指摘があったとおりでございます。その際、給料表についても、いわゆる高位号級を少しカットしたということで、主任が通過級になるということで制

度自体を見直したんですが、今回につきましては、その切り替えの過渡期に、民間でも給与制度を大きく変更したときには経過措置を設けるようにという裁判例もあるようでございますので、そういった中で現給保障という制度もされましたけれども、職員構成が制度改正の中で一部、目指している部分でないというところでは、その職員の給与が高いというところもあるかと思いますが、そういった中でなかなか、目指している部分と合致していないところが、出ているのではないかという感想は持つのですが、人事委員会によれば、ラスパイレス指数については全ての人事委員会で用いている方式だと言ってございまして、そこについてはうまく特別区の実態が反映されているかというところについては、なかなか厳しいというふうに認識しているところでございます。

**○伊藤委員長**

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

---

(5) かむろ坂公園改修工事請負契約について

**○伊藤委員長**

次に(5)、かむろ坂公園改修工事請負契約についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

**○立木経理課長**

私からは、報告事項の(5)、かむろ坂公園改修工事請負契約について、ご説明させていただきます。

本件は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。なお、事業内容につきましては、9月18日の建設委員会にてご報告を既にさせていただいているものでございます。お手元の経過資料の1ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札で行ったものでございまして、入札経過につきましては、恐れ入ります、2ページ目の調書をご覧くださいと思います。こちらの調書に記載のとおりでございます。調書の1番および4番の会社の辞退理由は、人員の確保が困難なためでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め1億1,880万円、落札率は98.3%でございます。契約の相手方は、日本パブリックサービス株式会社、代表取締役水子哲彦でございます。支出科目は平成30年度一般会計、工事の概要でございますが、恐れ入ります、3ページ目の概要書をご覧ください。

工期は平成31年3月20日、工事内容は施設の老朽化対応および利便性の向上を図るための改修工事となっております。改修計画図が下のほうにございまして、主な内容といたしましては、多目的広場の整備、トイレの改修、遊戯施設の設置などでございます。

**○伊藤委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

**○いながわ委員**

老朽化に対応して全面改修というのは本当にありがたいので、計画を持ってやっていただきたいと思っております。工期は平成31年3月20日と書いてありますが、3月20日に終わって、公園が一般開放さ

れる日とっていいのでしょうか。それとも3月20日に工期を終えて、そこから何かいろいろオープニング式典とかをやったのち4月1日から一般利用ができるのか。桜が咲く季節にもなりますので、地域で大きなイベントもやられているというふうに聞いていますので、それに間に合うようにぜひお願いしたいというのが1点です。

あと、このかむろ坂公園は結構広く、休める公園だったという認識があるのですが、周りににしよん広場とか、西霧ヶ谷公園があるので、工事期間中は区民に対する優しさとして、付近にも公園がありますという、わかりやすい表示があってもいいのかなと思いますので、そういうことも含めて工事を進めていってください。何かご答弁があればお願いします。

#### ○立木経理課長

開設日に関しましてですけれども、3月20日までに工事を全て終わらせた上で検査を受けて、全てが終了するというのがこの工期ということになっています。所管のほうから聞いておりますのは、3月20日の工期終了日にあわせてまして開設をするということでございます。

#### ○いながわ委員

ありがとうございます。

#### ○中塚委員

児童用と幼児用の遊戯施設ですけれども、この素材は何かというのが質問です。この公園は、木製のアスレチックが子どもたちにとっても人気でして、これまで品川区が公園をつくる時、いろいろ子どもの意見を反映した公園などを手がけてきましたけれども、できるだけ子どもたちの意見を反映して改修するという姿勢を持つことができないかなというのが、2つ目の質問です。都会にいるとなかなか木と触れ合う機会もないですから、木製のよさというのもやはり強調したいと思うところもあるのですが、いかがでしょうか。

#### ○立木経理課長

遊具の素材につきましては、詳細の資料がございませんのでわかりかねますが、今の委員のお話につきましては、所管のほうに申し伝えるようにいたします。

#### ○吉田委員

いつもトイレのことばかり聞くので恥ずかしいのですが、資料には「洋式化およびだれでもトイレ」と記載されておりますが、洋式トイレとだれでもトイレなのか、どうなのか教えてください。だれでもトイレという以上、ベビーベッドは当然だと思いますけれど、ユニバーサルベッドの設置はあるのか、教えてください。

#### ○立木経理課長

所管のほうから聞いてございますのは、洋便器化にあわせて男子洋便器とだれでもトイレの設置ということで、オストメイト、ベビーチェア等を設置するというようなことで聞いてございます。

#### ○吉田委員

トイレは1つですか。男女があって、だれでもトイレがあるということなのか、それとも1つのトイレが、本当に誰でも使えるという感じになるのか、教えてください。

#### ○立木経理課長

大変失礼いたしました。男子、女子、それぞれ別のトイレに加えて、だれでもトイレがさらに設置されるということで、3種類という形になります。

#### ○吉田委員

確認ですけれど、先ほどのご答弁だと、ベビー用はあるけれどユニバーサルベッドまでは難しかったということでしょうか。

**○立木経理課長**

私が聞いている範囲では、ベビーチェアまでということ聞いております。

**○吉田委員**

わかりました。所管が違いますし、難しいかもしれませんが、わざわざ今ないところにユニバーサルベッドをつけるというのは、スペースとか設計の関係で難しいというのはよくわかっているのです。なので、こういう改修工事をきっかけとして、予算の問題はあると思いますが、今後はぜひユニバーサルベッドをつけていただきたい。障害があっても公園に行きますから、そういう方たちが、トイレの問題があって行けないということは現にありますし、私も高齢者介護のほうの仕事をしておりますけれど、散歩先を探すのにまずトイレを確認することが、すごく大事なことなのです。先ほども「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」ということがありましたけれど、そういう視点がこういう細かいいろいろなところまで行き渡るように、ぜひ今後は検討していただきたいと思います。

もしご見解があれば伺いたいと思います。

**○立木経理課長**

今いただきました視点につきましては、所管のほうにしっかり伝えさせていただきます。

**○高橋（伸）委員**

ご説明ありがとうございました。7月の委員会的时候、浜川公園の改修工事のお話があったと思うのですが、浜川公園は広さによると当然と思うのですが、多目的広場があって、キャッチボール場があります。改修前にもキャッチボール場があったと私は認識しているのですが、今回のかむろ坂公園は、現在はキャッチボール場として使用しているのか、していないのかということと、また資料には多目的広場（キャッチボール場）になっているので、キャッチボールをしていて、ほかの遊びに来たお子さんたちもその中に入るといふ、両方やってもいいですよという感覚で捉えたのですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

**○立木経理課長**

私、所管ではないのであれですが、地元の要望もあって、同規模の多目的広場をそのまま設置し、なおかつキャッチボールができるような形でフェンスを設置したということで、聞いております。

**○高橋（伸）委員**

では今までは、キャッチボールも両方、それこそ多目的に使っていたということですか。それで新しくフェンスをつけるので、同じように多目的広場とキャッチボールという、両方できますよということですか。安全面とか考えた上でしょうか。

**○立木経理課長**

すみません、運用の仕方につきましては、私どもではわかりませんので、その件に関しましては所管のほうにお伝えいたします。

**○高橋（伸）委員**

わかりました。

**○新妻副委員長**

新たにこのように改修されるということで、結構子どもを連れて公園に遊びに行くと、この夏の異常な暑さの中で、遊具が暑くなっているということ、それから子どもたちは平気で遊び回るので、

お母さんが暑さにまいってしまうというので、日影が欲しいという声をいただいているのです。

今後、考え方としてそういう暑さ対策ということも、公園の中にしっかり取り入れて、設計を考えてほしいというのが要望です。ベンチもそうですし、日よげができるところをつくっていくという考え方を、ぜひ取り入れていただきたいと思うのと、少しでも熱を吸収するような地面とか、遊具とか、そういうものをご検討いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○立木経理課長

申し訳ありません。先ほど申し上げた主な施設の中に、言い漏らしがございました。改修計画図にはないのですが、パーゴラも設置されるということになっております。暑さ対策につきましては、今いただきましたご意見をまとめまして、所管のほうに伝えさせていただきます。

#### ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○伊藤委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

---

(6) ふるさと納税寄附金の返礼品追加（品川区限定シナモロールぬいぐるみ）について

#### ○伊藤委員長

次に(6)、ふるさと納税寄附金の返礼品追加（品川区限定シナモロールぬいぐるみ）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○伊東税務課長

それでは私から、ふるさと納税寄附金の返礼品追加について、ご報告いたします。お配りしてあります資料に沿って、説明させていただきます。

1番、目的でございます。区ではふるさと納税としての寄附金に対して、平成27年度より感謝の気持ちとして、品川土産やしながわ水族館のチケット等を送っておりました。今回、しながわ観光大使のシナモロールを返礼品に加えまして、内外のさまざまな方へ品川区に興味を持ってもらう、また区の魅力を広くPRする、さらには寄附を通じて品川区政に参加してもらうということで、新たな返礼品として加えるものでございます。

2番の開始時期でございます。平成30年11月以降に寄附していただいた方に関しまして、シナモロールのぬいぐるみが返礼品として選べるということでございます。

3番、シナモロールのぬいぐるみを限定版のデザインで作成したものでございます。現物をお持ちしておりますが、こちらを返礼品に加えるものでございます。ふるさと納税として3万円以上の寄附をいただいた場合、このぬいぐるみをお送りしたいということでございます。

4番、周知方法でございますが、品川区ホームページおよび、今活用しておりますふるさとチョイスのサイトのほうに、11月1日から掲載いたします。広報しながわにおいては、11月11日号を予定しております。また事前予告といたしまして、先日行いました宿場祭ですとか、夢さん橋のイベント時にチラシの配布を行ったところでございます。

5番、寄附方法でございます。従来同様、ふるさとチョイスからクレジットカードを使つての寄附、および郵便局での払込取扱票による寄附でございます。

6番、その他でございます。ぬいぐるみのデザインとしては、しながわ観光大使として、しながわ水族館のイルカや、目黒川の桜をまとったデザインとなってでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○新妻副委員長

ありがとうございました。これは当然ながらふるさと納税の方への返礼品ということで、価値を高めるためにほかで流通はしないし、どこかで売り出すなどはないということですか。

#### ○伊東税務課長

ベースはさまざまところで作っていますが、いろいろ細かなところでは品川区の返礼品オリジナルということで作成しております。市販されるものではございません。ふるさと納税限定という形に、今は考えております。

#### ○須貝委員

野田前総務大臣が返礼品対策ということで、返礼割合が3割と、地場産品限定というルールを義務づけるような話をしていました。もしそうになると、これは地場産品というふうになるのですか。国の動向はもちろん見なければいけないですが、それはどうなのでしょう。

#### ○伊東税務課長

この間、再三にわたって総務省から、3割以内にしなさいとか、地場産品にしなさいということで、地場産品ということの解釈について、いろいろなところから照会が出ているように聞いております。今のところ明確に、細かく示されているものはないのですけれども、我々の考えとしては、サンリオは今は品川区に本社がある会社でございます。今回はサンリオに発注させていただいたということと、しながわ観光大使ということで、品川区がサンリオの許可を得てオリジナルにつくったものでございますので、そういう意味では大意の地場産品と考えているところでございます。

総務省からはいろいろ問い合わせがあるということは聞いてございますけれども、これから国会でも含めていろいろ検討していくというような報道もありましたので、それはこの後、方針が出るのではないかと思いますけれども、今言ったようなことで、今回は進めさせていただきます。

#### ○いながわ委員

先ほど須貝委員がおっしゃっていたように、地場産品というのは大切なところだと思うのです。ぬいぐるみは、原産国証明ではないですが、何でつくられていますというタグがついているではないですか。そこに大体メイドインどこどこ、と入っていると思うのです。それが、ベトナムかもしれない、タイかもしれない、わからないですけど、地場産品としてどこかの都市がスリランカのコーヒーとか紅茶か何か引っかけられているという話もあったので、そういうのだと本当に「メイドイン品川」的な、そうすると偽装表示になってしまうのですが、もらった側が、3万円寄附して、これ、プレミアついているんだよと見たら、作られたところが国外だったとき、品川区をPRすることも含めた返礼品を考えるのであれば、そういう部分にも気を使って出したほうが、もらった側も喜ばれるのではないかと思います。

先ほど、課長は地場産品ということで言い切りましたので、それ以上何もないですが、やはりそういうところも多少気を使ったほうが、もらった側の喜びが倍増か、半分に減るのかわからないですけど、お考えいただければと思いますが、どうでしょうか。



## ○伊東税務課長

ほかのところで一般に市販されているものを返礼品に使うということは、明確にだめだという話は総務省が示しているのですけれども、こういう形のものというのは別かなと、思っているところでございます。

確かに、タグ的にどこでつくったかという、商品自体を品川区でつくっているわけではございませんけれども、そういう考え方で進めさせていただきます。

## ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○伊藤委員長

ほかになれば、以上で本件を終了いたします。

---

### (7) 品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果について

## ○伊藤委員長

次に(7)、品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

## ○秋山選挙管理委員会事務局長

それでは私から、資料に基づきまして報告させていただきます。9月30日執行の区長選挙および区議会議員補欠選挙の結果についてでございます。

区長選挙でございますけれども、投票結果でございます。当日有権者数が32万2,699名、当日の投票所での投票者数は6万5,961票、期日前投票者数が3万9,299票、うち、下の段はアトレ大井町の投票者数で、8,944票、投票者総数は合計で10万5,563票ということで、投票率は当日有権者に対する割合ですけれども、32.71%という結果でございました。

開票結果、区議会議員補欠選挙については、ご覧のとおりでございます。

期日前投票のことでございますけれども、区長選挙でいいますと、平成22年が全体の投票者数に占める割合の4.8%、26年が6.5%、今年が12.2%というふうに、期日前投票者数が増えているところでございます。また、アトレ大井町の期日前投票者数もおよそ22%ということで、かなり利用されているところでございます。

裏面に行きまして、3番の年代別投票率でございます。お示ししているとおりでございますけれども、18歳が34.99%、10代合計が29%ということで、一番下の全体の32.71%に比べますと、18歳は高いのですが、19歳から20歳代にかけてぐっと下がるという、これは18歳選挙が始まってから、そういう傾向をとっているところで、今回も同様の傾向であったということでございます。18歳から19歳で9ポイントほど下がっておりますので、選挙管理委員会としても19歳に対してメッセージカードを送る等の啓発を進めていきたいと考えております。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

## ○いながわ委員

関連して、選挙管理委員会事務局長には既にいろいろお話はさせていただいたのですが、確認団体の

ポスターの証紙があると思うのですが、選挙の最中に配られる証紙というのは、スピーディーにそれに対応していかなければいけない中で、スピーディーに対応できないような状況だったのです。紙質が悪くて、どんなに優しく剥がしても証紙が破れてしまうような状況でした。また来年の選挙から、公職選挙法が変わって、証紙を添付したビラがまけるという話も聞いておりますので、証紙の紙質に関しては、しっかりとしたものでつくっていただきたいという思いがあります。その辺いかがでしょうか。本当にきれいに剥がそうと思ってもやぶれてしまうほど弱い紙だったのです。

今回、確認団体のポスターに張った証紙のことを今、私は言っているのですけれど、もしそれが、ビラがまけるようになるという話を聞いているので、それにも証紙を張るわけですから、同じような材質のであれば、公示された後は時間を争うわけです、配っていかなければいけないので。その中で、一回一回剥がすごとに、ペリペリ破れてきれいに剥がれないような状況はよろしくないで、紙質を変えてほしいということです。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

お伺いしたところによると、証紙を台紙から剥がすときのことですか。

#### ○いながわ委員

そうです。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

確認団体のシールについては、確認団体制度は次の選挙ではございませんので、区長選挙で使ったときの候補者の証紙と同じものを使う予定にしています。確認団体用の証紙とはまったく違う作り方をしていたので、候補者用のシールをつくらせていただきます。そのときも、シールの材質については多分、選べるというとおかしいですけど、仕様等があると思いますので、それは確認させていただきたいと思います。

#### ○いながわ委員

再確認ですが、要するに、区長選挙のときは確認団体ということで、今回ポスターは台紙から証紙を剥がすとき、薄くて、ちょっと剥がすと違うところがやぶれてしまうような状況だったので、それを個人用の小さな証紙の紙質に変えると、そちらは丈夫な紙だったと、私は触っていないのでわからないですけど、ぜひ丈夫なしっかりとしたものを、衆議院選挙で使うようにしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○中塚委員

アトレ大井町での期日前投票ですけど、大井町という場所柄、投票しやすいということで、大勢の方が使っております。期日前投票なので、後半になればなるほど結構、混雑というか列をなしている状況で、何とかならないかというご意見を伺いました。ちなみに私は、始まった初日にこのアトレで投票したのですが、そのときはガラガラで、こんなものかなと思ったら、後半になったら列で並んでいたという話も聞いたので、何か改善策を打てないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

アトレですが、国政選挙のときも最終日は混雑したということで、今回も混雑する可能性もあるということで対応はとったのですけれども、実際に最終日、土曜日の昼過ぎが一番混んでいたという報告は受けてございます。

対応として考えているのは、設置レイアウトを変えて、もう少し効率よくできないかとか、宣誓書を書くのを、今まで入ってから書いていただいていたのですけれども、並んでいる間に書けるようにする

とか、いろいろ工夫できるところは幾つか、こちらとしてもアイデアがございますので対応をとって、スムーズにできるように、また事前に混んでいる日時というのが大体わかってきていますので、投票所の案内のところにその時間は混むので、区役所ないしは大井第2地域センター等の期日前投票所を利用してもらうような誘導、ご案内をさせていただこうかと思っております。何らかの対策はとっていきたいと考えております。

#### ○吉田委員

先月の委員会でしたか、聴覚に障害のある方のためのコミュニケーションボードを提示していただいて、これが置かれますということで、そのとき私、小さいな、もう少し大きくないと、実際どうなのだろうと思い、みんなに、こういうのがあるはずだから見に行つてね、確認してねというふうをお願いしたのです。ただ、私も含めて8人が見に行つたところは、残念ながら1カ所もコミュニケーションボードが提示されておりませんでした。私たちが狙ってそういうところへ行つたわけではないので、そのうち1人は期日前投票に地域センターへ行かれて、「こういうものがあるはずですけど、どこにありますか」と聞いてくださったのですが、ご存じなかったです。あと2人聞きましたけれども、ご存じなかった。私も聞きました。そうしたら、ほかにも二、三人、やはり聞いているのですけれども、奥から出してきてくれたのです。こういうものがありますと。

あの裏を見ると、わかりやすいところに掲示するということになっておりますので、ちょっと残念だったかなと思います。せっかくつくったものですから、生かされないと意味がないので、ぜひ次からはちゃんと、使われるようにしてほしい。あと、やはり壁に掲示されると、あれはちょっと小さいかなと思います。その辺も次からは工夫していただけたらいいかなと思います。

ただ、1カ所だけは、コミュニケーションボードではなかったのですけれども、ちゃんと机の上に、いろいろなサポートを必要とする方のための提示があつて、それを指さすと自分に必要なサポートが伝わるようにしてあつたそうです。そうすると、もうコミュニケーションボードという道具の問題でなく、そこの担当者の方の意識の問題ということになってしまうのですけれども、本当にそのとおりのと思うのですが、せっかく用意したのであれば、それが有効に使われるように、次の選挙に向けてはぜひ徹底をお願いしたいと思います。

見解があれば伺いたいと思います。

#### ○秋山選挙管理委員会事務局長

コミュニケーションボードでございますが、8人中、誰も提示がしていなかったということで、ご心配というかご迷惑をおかけしたということでおわび申し上げます。コミュニケーションボードにつきましては、この前お見せしたか、A4判大ぐらいのもので、私どもの趣旨としては、受付のところに置いておいて使えるようにという指示をしているところでございます。その辺についてが期日前投票所、当日投票所の担当のところまでしっかり徹底するように、次回の選挙については重点的に指示をさせていただきたいと思います。

コミュニケーションボードにつきましては、掲示ということではなくて、机の上に置くようにもなっています。あのA4判のものをどこかに張るということは想定していなかったはずですが、それにしても、必要とされる方が使える状態に確実にするというので、次回はしっかり注意していきたいと思っております。

#### ○吉田委員

私も記憶が定かでないのですが、たしか裏面には机の上に置くか、近くに掲示するようにというよう

な表現があったかと思えます。掲示されると確かに小さいので、当初の趣旨は机の上に置く用ということであれば、やはり受付のところに置かれるのが一番正しいかなと思えますので、その辺は徹底をよろしくをお願いします。

**○伊藤委員長**

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

5 その他

(1) 所管質問について

**○伊藤委員長**

次に予定表の5の「その他」を行います。

まず(1)、所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、吉田委員より、今定例会の一般質問にかかわる所管質問の申し出がありました。質問項目は、藤原議員の一般質問の「公文書のあり方」の中から、「公文書とメモ等の区別」に関してでございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

それでは吉田委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

**○吉田委員**

公文書をつくるに当たって、メモとか音声で記録とかをされると思われるのですけれども、それと実際に公文書とされるものの線引きについて、お聞かせいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

**○米田参事（総務課長事務取扱）**

公文書自体の、定義づけといたしましては、行政において事務処理上取り扱う全ての文書ということで理解しております。もう少し具体的にいいますと、職員が職務上作成したり、取得したもの、あるいは組織的に用いたり、公有しているものということです。これを紙による従来からの文書、もしくは図面、もしくは電磁的記録により残しておき、それらを適正に管理することが、我々に課された役割だと思っております。

その中で、例えば議事録等を起こすためにメモをとったり、録音したりということが行われます。これについては、議事録を起こすことが主たる目的かと思えますので、特にメモという定義はないのですけれども、主たる目的が議事録を残すということでメモをとっているのであれば、議事録を作成した段階で、一定程度役割は終えるだろうというふうに考えてございます。録音もしかりだと思います。

ただ、それが最終的に、そのメモだったり録音を組織の共有物として残しておくのだということになれば、それはいわゆる公文書の範疇に入ってくるのではないかと、このように理解しているところです。

**○伊藤委員長**

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

## ○吉田委員

そうしますと、例えば議事録をつくるためのメモとか、いわゆるきちんとした書式にするためのメモというのについても、その都度その議事録とか公文書をつくる、昨日のご答弁ともあわせると、所管がそれをきちんと、補助的な文書としてとっておこうということをそれぞれが決めるというふうに、理解しているのか、それとも品川区としてこういうことも残っていれば、公文書として扱うというような規定が、既にあると考えていいのか、その辺をもう一度お聞きします。

## ○米田参事（総務課長事務取扱）

おっしゃるように議事録を残すということですが、メモをとるか、録音するかというのが最も基本的な方法だろうと思います。その中で、私どものほうとして、メモによって起こしなさいとか、それは録音してやる必要があるとか、というような共通の理解はしておりません。その所管の判断で、どちらのほうがいいか、より正確にということでしたら録音して、それと実際に起こしたものを聞き比べて、それで扱うというようなことだろうと思います。

実際の成果物ができた後、その録音媒体だったりメモだったりというのは、やはりそれは所属の判断で、一定程度役割を終えたということであれば、文書の管理というのは基本的に、きちんと保管しておくこと、残しておくこと、作成してその記録をとどめて残しておくこととともに、一定程度役割を果たしたのについては適切に廃棄するということがありますので、一定程度役割を果たして、もう必要ないということであれば、それぞれの所属の判断のもと、廃棄されていくものであろうと考えております。

## ○吉田委員

これは公文書がどうあるべきかということと同時に、区民の権利としての情報公開がどの範囲でされるかということにかかわってくるかと思うのです。昨年の暮れ、公文書管理のガイドラインが国レベルで作成された中で、身分要件、誰々が確認したものを文書としていくとなると、疑ってはいけないかもしれないけれど、疑わざるを得ない、その身分要件を課すことによって、本当は残っているものも公文書として扱わなくなり、情報公開の対象でなくなるということを、私たちはとても危惧しております。

ですので、公文書としてはきちんとつくっていただきたいと思うのですけれども、現に残っているということであれば、ぜひ、情報公開の対象というふうに、品川区は情報公開を原則としておりますので、ぜひそういうふうに考えていただきたいと思います。

難しいかもしれませんが、ご見解があればお聞かせください。

## ○米田参事（総務課長事務取扱）

情報公開というのは、区としていわゆる公文書として残しているものに対して、請求があったときその具体的なものを特定して、公開していく、それが基本的であることは、今までも変わりございません。

## ○中塚委員

今のやりとりの中で、議事録の関係ですけれども、録音をして、内容によっては要点筆記として残す方法と、メモをして、後から議事録をつくるものと、2種類、それぞれ所管で判断ということですが、この録音するものと、メモでするものと、同じ議事録作成でどういうふうに、どういう物差しで分けているのでしょうか。

何が言いたいかというと、議会でいうと、録音をしてそのまま議事録を起こすので、何らかの会議体であったり、相手との交渉だったり、基本は録音をとっておくというのが常かなという感覚でいるのですけれども、行政の場合はどういうものを録音で、どういうものをメモで、議事録をつくっていくのか。そこをご説明いただけますか。

○米田参事（総務課長事務取扱）

中身なのだろうと思います。議会の中でも、委員会とかそういうものは録音して、きちんと起こしていくということであろうかと思いますが、議会の中の会議においても、そういうことをしていないようなものもあろうかと思いますが、それは行政でも同じで、例えばきちんと一言一句まで、記録として残しておかなければならないような会議体での議事録ということでしたら、やはり録音してそういうものを残していく必要があるかと思いますが、それは中身によってまちまちなのだろうと思います。

必ずしも、そのようなやり方でやらなければいけないということで定めているわけでもございませんし、その辺のところは所属の判断だろうということで、申し述べておきます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ほかになければ、以上で所管質問を終了いたします。

---

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○伊藤委員長

次に(2)、議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元に配付の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出をいたします。

---

(3) 委員長報告について

○伊藤委員長

次に(3)、委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、制服にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(4) その他

○伊藤委員長

次に(4)、その他であります。何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

以上で、その他を終了いたします。

---

3 視察

○伊藤委員長

最後に、予定表の4「視察」を行います。

冒頭にご案内しましたとおり、本日は、午後3時から大井競馬場の視察に参りたいと思います。法曹にてご案内いたしますが、委員および視察に行かれる理事者は、第3庁舎2階にごぞいますマイクロバスにご乗車ください。

なお、本日はレース開催日ではありますが、委員会として視察を行う以上、委員・同行理事者はそろって帰庁されることを念頭に考えておりますので、ご理解いただければと思います。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時29分休憩

〔 視察場所： 特別区競馬組合（大井競馬場）  
競馬事業の管理・運営について 〕

○午後4時59分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後4時42分閉会